

2019 年規定審議会議事録

2019 年 4 月 14 日~18 日シカゴ

制定案 19-01 五大奉仕部門の前文を改正する件

提案者： 第 2580 地区（日本）水野代表議員

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。

第 6 条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的小よび実質的な規準である。「四つのテスト」は、全ロータリアンが生活や仕事の関係で使う倫理的指針である。

趣旨および効果

「四つテスト」を標準クラブ定款第 6 条の前文に入れることにより、五大奉仕の活動の哲学的、実質的な基準となる。

（審議に入る）

（反対）1040 地区、四つのテストは指針ではあるが小さなスケールでは効果があるとは思うが、定款に掲載することは必要ないと思う。世界のパラダイムを変化した概念（コペルニクス等）の中で本当の真実は何かという事は不確実の時代になっている。（フェイクニュース）その理由で定款に掲載擦ることには反対。

（投票結果）213 対 282 で否決された。

制定案 19-02 五大奉仕部門を改正する件

提案者： 第 2680 地区（日本）滝澤代表議員

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。

第 6 条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的小よび実質的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、~~そして自己の職業士の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。~~

趣旨及び効果

2016 年の規定審議会で、標準クラブ定款第 6 条第 2 項第 2 文の後半部分が挿入され、職業

奉仕部門についても、他の奉仕部門のように、その内容を行為（役割）の形で表現されることになったが、これによってかえって職業奉仕の理念が曖昧になり、適切ではないと考える（質疑に入る）

（反対）2840 地区曾我代表議員、2016 年に採択された制定案を提出した地区が 2840 地区であった。会員の取るべき行動を付け加えた。理事会は職業奉仕をロータリークラブと会員の責務であると明確にしている。以上の理由で反対である。

（投票に入る）134 対 362 で否決された。

制定案 19-03 第三の奉仕部門を改正する件

提案者： 第 1730 地区（フランス、モナコ）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。

第 6 条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実的な規準である。

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、特に、安全な水、衛生施設、清浄な空気、健康的で栄養のある食事を享受できるようにするための法規の順守による環境保全を通じて、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

趣旨および効果

私たちは自然の秩序を破壊することなく人口増加に適応できるようにすべきである。互いを尊重することで、住みやすい地球を子孫に残すことができる。

（質疑に入る）

（反対）7360 地区、環境に対する懸念には感謝している。どのような規制に準拠しているのか、RI の規制なのか国なのか明確ではない。従って反対である。

全員が赤のカードなので討論は終結された。

（投票結果）120 対 381 にて否決された。

制定案 19-04 第三の奉仕部門を改正する件

提案者： Tiruchirapalli Fort ロータリークラブ（インド、第 3000 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。

第 6 条 五大奉仕部門

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。これには、通年使用できる水資源の創出や農業生産の研究開発を含むさまざまな取り組みによって農業および畜産を奨励することを含む。

趣旨および効果

ロータリアンの力を活用することで農業と酪農を五大奉仕部門の一つとし、RI が採用することができる。農業生産量の増加には差し迫った世界的な需要があるためである。

(質疑に入る)

(反対) 6690 地区、コメントは素晴らしいと思う。重要とは認識しているがあまりにも具体的すぎるのでこの制定案は相応しくない。

(賛成) 農業人口が多いなかで、基本的な人間のニーズに答えるためにも賛成していただきたい。

(反対) 5340 地区、国際的な組織がロータリーであり、定款組織規程に慎重にするべきなのはクラブ自主性を尊重するべきである。

(採択に入る) 69 対 430 で否決された。

制定案 19-05 第四の奉仕部門を改正する件

提案者： 第 1650 地区 (フランス)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 88 ページ)。

第 6 条 五大奉仕部門

4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである (ロータリー平和センター、交換プログラム、世界ネットワーク活動グループ、国際共同委員会、双子クラブを含む)。

趣旨および効果

これらのプログラムは

RI およびロータリー財団の戦略的優先項目の実施を通じて「平和的な社会の創出」に貢献している。その観点から、ロータリーの国際奉仕は国連の持続可能な開発目標 (SDG s) の目標と同調している。

(質疑に入る) 賛否意見がなかった。

(採択に入る) 157 対 344 で否決された

制定案 19-06 第四の奉仕部門を助長する件

提案者： Ranipet ロータリークラブ (インド、第 3231 地区)

16.010.3 地区の組み合わせ

すべての地区は、ほかの国の人びと知り合いとなることを促進することで、国際理解、親善、平和を助長するため、理事会によってほかの国の地区と組み合わせられるものとする。

趣旨および効果

外国のクラブや地区と長期的関係を築くには、地区同士を結び付けることが近道となりう

る。行事日程を添えた構造的アプローチはグローバル補助金の機会の向上と、遠隔地の地区にとって文化のおよび友好的交換の機会の向上につながると思われる。

制定案の訂正

制定案 19-06

第四の奉仕部門を助長する件

16.010.3 地区の組み合わせ

すべての地区は、ほかの国の人びと知り合いとなることを促進することで、国際理解、親善、平和を助長するため、理事会によってほかの国の地区と組み合わせられるものとする。

→提案者が登壇せず、撤回と見なされた。

制定案 19-07 第三、四、五の奉仕部門を改正する件

提案者： 第 5550 地区（米国）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。

第 6 条 五大奉仕部門

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、積極的平和と地域社会における平和のリテラシーを追求することにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。

4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和、平和リテラシーを推進するために、会員が行う活動から成るものである。

5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和、平和リテラシー、および異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

趣旨および効果

ロータリーの第一の重点分野は「平和の推進」である。積極的平和とは、平和な社会を創出し維持する姿勢、制度、構造と定義される。平和リテラシーとは新しい平和のパラダイムであり、人類の問題の根本原因を治癒し、個人の生活、地域社会、国、そして世界で積極的平和を増進する力を与えるものである。

（質疑に入る）質疑無し

（投票結果）154 対 353 で否決された

制定案 19-08 ロータリーの目的を改正する件

提案者： 敦賀ロータリークラブ（日本、第 2650 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 13 ページ）。

第 4 条 ロータリーの目的

~~ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：~~

~~第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；~~

~~第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；~~

~~第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を實踐すること；~~

~~奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。~~

ロータリーの目的は、一人一人のロータリアンに奉仕理念を奨励し、これを育むとともに、自らの職業ならびに生活全般において、その奉仕理念を實踐することにある。また、この實踐により、究極的に全人類の相互理解、親善、平和が達成されることを信じている。

ロータリーの中核的価値観は、奉仕、親睦、多様性、高潔性、リーダーシップである。

ロータリーの奉仕理念は、「人に対する思いやりを持って、人の役に立つこと」という人間の善意の心から導かれる人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕―「超我の奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）

（RI 定款の変更と同文）

趣旨および効果

RI 定款と標準ロータリークラブ定款に規定されているロータリーの目的を再定義し、ロータリーの戦略計画に謳われる基本理念や決議 23-34 との整合性を図ろうとするものである。そこで、戦略計画に謳われている重要な理念を改めてロータリーの目的に取り入れ、さらに決議 23-34 に謳われている奉仕理念の定義を定款に規定することで、ロータリー運動の目的をより明確化しようとするものである。

（質疑に入る）質疑無し

（投票結果）111 対 396 で否決された。

制定案 19-09 ロータリーの目的を改正する件

提案者： Heswall ロータリークラブ（英国、第 1180 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 13 ページ）。

第 4 条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。

る。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする；

第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、高い倫理基準を保ち、奉仕の理念を実践すること；

第4 第3 超我の奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

また、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。

（RI 定款変更と同文）

趣旨および効果

本提案の目的は、会員資格と一致するようにロータリーの目的を改正することにある。現在、両者は一致していない。改正は、会員の資格とロータリーの目的を調和させ、会員増強と奉仕の機会の拡大につながる効果がある。

（質疑に入る）

（賛成）1780 地区、未来のロータリアンが積極的に活躍で切るための制定案であり、民主的にすることで新しい会員が入会できることになる。

（投票結果）221 対 280 で否決された

制定案 19-10 ロータリーの目的の前文を改正する件

提案者：千葉ロータリークラブ（日本、第 2790 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 13 ページ）。

第 4 条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業活動の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

趣旨および効果

現在の国際ロータリーはポリオプラスや 6 つの重点分野を軸とした人道的奉仕活動を標榜している。そして企業活動や職業倫理の向上のみに特別に重点を置いている訳ではない。よって、ロータリーの目的のダブルスタンダードを避けるために、主文の enterprise を activities に改定する。activities は企業活動や職業倫理の向上を目的とする活動を含み、これを否定するものではない。

（質疑に入る）

（賛成）5130 地区、一つの単純な言葉を替えることによってより包括的になるので賛成する。

（投票結果）320 対 184 で否決された。（3 分の 2 以下の為）

制定案 19-11 ロータリーの目的の前文と第 4 項を改正する件

提案者： 千葉ロータリークラブ（日本、第 2790 地区）

木更津東ロータリークラブ（日本、第 2790 地区）

第 4 条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎としてロータリアンのすべてが奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；

第 4 奉仕の理念で結ばれた職業大ロータリアンが、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。

（RI 定款変更と同文）

趣旨および効果

2007 年規定審議会において、職業分類に社会奉仕の種類に従って分類されることが追加された。この規定では、社会奉仕の種類に従って分類されて入会したロータリアンについて配慮されていない。さらに第 4 項の「職業人」を「ロータリアン」と改正することにより、全ロータリアンの目的が明確になる。

質疑がなかったため

（投票結果）254 対 249 で否決された

制定案 19-12 第 2 のロータリーの目的を改正する件

提案者： Mumbai South ロータリークラブ（インド、第 3141 地区）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 14 ページ）。

第 4 条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

第 2 職業上の高い倫理基準倫理と高潔性を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

趣旨および効果

倫理は数量化できず、数量化すべきものではない。倫理は全か無かという価値観または概念であり、倫理的か非倫理的かのどちらかでしかない。高いまたは低い倫理基準というものはありえない。この概念をさらに強調するために「高潔性」という言葉を追加した。

(質疑)

(反対) 4171 地区、倫理モラルに関しては時間がかかり、個人的なもので多様性を取り入れる意味で反対である。

(賛成) 3142 地区、重要なことは人間が価値観は共通であり定量化できない。これは必要なことであり高潔性は 4 つのテストで示される通り、モラルであり倫理と高潔性の追加は賛成である。

(投票結果) 282 対 226 で否決された。

折衷案

制定案 19-13 第 4 のロータリーの目的を改正する件

提案者：第 1660 地区 (フランス) 第 1700 地区 (アンドラ、フランス) 第 1760 地区 (フランス)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 13 ページ)。

第 4 条 ロータリーの目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、環境保護と持続可能な発展、親善、平和を推進すること。

趣旨および効果

本制定案は、環境に対する持続可能な取り組みを支持し、持続可能な発展と環境保護をロータリーの目的に追加するためのものである。

(質疑に入る)

(反対) ポリオという言葉もロータリーに入っていない、従って個別のテーマを入れることに反対する。

(投票結果) 213 対 296 で否決された。

制定案 19-14 ロータリーの目的の第 4 項を改正する件

提案者：Torino Polaris ロータリークラブ (イタリア、第 2031 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 13 ページ)。

第 4 条 ロータリーの目的

第 4 国際共同委員会を通じて奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

趣旨および効果

国際共同委員会は第二次世界大戦により損なわれた国際関係の修復に一役買った。現在、70 カ国で 414 の国際共同委員会 が活動している。そのため、歴史的にも主題的にも、本制定案は妥当である。

修正案が提出されたが省略

(投票結果) 114 対 396 で否決された。

制定案 19-15 ロータリーの目的に第 5 項を追加する件

提案者： Reading Maiden Erlegh ロータリークラブ (英国、第 1090 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 13 ページ)。

第 4 条 ロータリーの目的

第 5 リーダーシップ養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年と若者によって好ましい変化がもたらされること。

趣旨および効果

国際ロータリー定款に現在記載されているロータリーの目的は五大奉仕部門のうち四つのみに言及しており、第五部門の青少年奉仕は含まれていない。そのためロータリーの目的は不完全であり、ロータリアンはロータリーの奉仕活動の全貌を正確に想起できない。

(質疑に入る)

(反対) 目的と奉仕部門とは全く違うものである。奉仕部門は 5 つでも目的に反映する必要はない。

(賛成) 4 つの項目と 5 つの奉仕部門とは必ず連結性が必要である。現実には 4 つの目的と 4 つの部門とは対応している事実を理解いただきたいのである。従って、賛成である。

(投票結果) 296 対 214 にて否決された。

制定案 19-16 ロータリーの目的に第 5 項を追加する件

提案者： Haenertsburg ロータリークラブ (ボツワナ、モザンビーク、南アフリカ、スワジランド、第 9400 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 13 ページ)。

第 4 条 ロータリーの目的

第 5 地球を保全してその多様性を守ること。

趣旨および効果

地球との関わりを加えることで、ロータリアンによる人道的活動の長期的な持続可能性について倫理的な確認が行われることになる。人びとをロータリー活動の焦点とすることには変わりはない。

→撤回された。

制定案 19-17 ロータリーの中核的価値観を RI 定款と標準ロータリークラブ定款に追加する件

提案者： 第 2840 地区 (日本)

第 5 条 中核的価値観

ロータリーの中核的価値観は、ロータリアンが何を優先させ、どのような行動をとるのかという指針を含めた、組織文化の指導原則を表すものである。中核的価値観は次の通りである：親睦 高潔性 多様性 奉仕 リーダーシップ

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 88 ページ)。

趣旨および効果

ロータリーの中核的価値観は、人間関係における高い倫理基準を定め、維持していくため、奉仕の理念を培い、指示するよう、私たちロータリアンを鼓舞・激励するものである。本制定案は、ロータリアンの指導原理である中核的価値観を組織規定に記載し、その位置づけをより明確にするものである。

(投票結果) 218 対 285 で否決された。

制定案 19-18 会員身分に関する規定を改正する件

提案者： Madras Temple City ロータリークラブ (インド、第 3232 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 23 ページ)。

第 4 条 クラブの会員身分

4.070. 会員身分の制約

細則第 2.030.節の規定にかかわらず、いかなるクラブも、RI 加盟年月日に関係なく、定款その他の規定によって、性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づき会員身分を制約すること、もしくは RI 定款または細則に明白に規定されていない会員身分の条件を課すことはできない。本細則本節の規定に反するクラブ定款のいかなる規定、あるいは、その他のいかなる条件も無効とし、効力はないものとする。各クラブは、多様性を推進するような均衡の取れた会員構成を構築するよう努めるものとする。

趣旨および効果

RI 細則ではロータリークラブの会員が多様な背景を持つことを保証し、ロータリーは性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に関わらず会員の利害を保護するために多様性を受け入れているが、この方針はクラブによって積極的に保証される必要がある。組織規定文書およびロータリーの内部方針はこの点に関して明確にしているが、実際の現場では不十分な点が多い。そのため、多様性の採用と奨励は、対象を指定した測定可能な実施戦略を通じて対応する必要がある。

(審議に入る)

(賛成) 5580 地区、多様性はロータリーに大事なものでありこの制定案は制限をするものではない。

(反対) 5080 地区、SHALL という言葉は強制であるので問題があるので反対。

(投票結果) 305 対 204 で採択された。

折衷案

制定案 19-19 標準ロータリークラブ定款から第 3 条「クラブの目的」を削除する件

提案者： 第 2580 地区（日本）敦賀ロータリークラブ（日本、第 2650 地区）柏原ロータリークラブ（日本、第 2680 地区）東京大森ロータリークラブ（日本、第 2750 地区）
標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 87 ページ）。

第 3 条 ~~クラブの目的~~

~~本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。~~

趣旨および効果

国際ロータリー定款と標準ロータリークラブ定款に「ロータリーの目的」がある。標準ロータリークラブ定款に「クラブの目的」を規定することは屋上屋を重ね、徒に混乱をもたらすのみである。「クラブの目的」中の「クラブレベルを超えたリーダーを育成する」ことはクラブの責務というより RI と地区の任務だと思われる。ロータリークラブは会員によるプログラムや活動を支援することに鑑みて、「クラブの目的」は不要である。この規定はロータリークラブの自律性と反するものであり、削除されるべきである。

（質疑に入る）

（反対）韓国 3670 地区、オブジェクトとパーパスでは必要ないとの意見であるが、ロータリーの目的をしっかりと説明したものはない。オブジェクトとパーパスと競合しているものではない。

（賛成）台湾 3490 地区、RI 定款では特別な説明があり、5 大奉仕もあるので賛成である。

（反対）韓国 3620 地区、ロータリーの目的は奉仕でありその実践をするものでクラブの目的を削除することはロータリーの根幹にかかわるので反対である。

反対者が 2 名（韓国か？）残っていたが討議は終了

（投票に入る）97 対 413 で否決された。

制定案 19-20 標準ロータリークラブ定款から委員会を削除する件

提案者： 加古川中央ロータリークラブ（日本、第 2680 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 94 ページ）。

第 13 条 理事および役員および委員会

~~第 7 節 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。~~

~~•クラブ管理運営•会員増強•公共イメージ•ロータリー財団•奉仕プロジェクト~~
必要に応じて追加の委員会を任命できる。

趣旨及び効果

クラブにおける委員会は、それぞれのクラブの活動に沿った組織が決定されるべきであり、

委員会構成の決定権限は「クラブの自治権」の重要な要素として尊重されるべきである。これまで同様、細則に委ねるべきである。かかる規定は個々のロータリークラブの多様性を損なうものであり、ロータリー運動の発展を阻害する危険性を生じると言える。

(質疑に入る) 反対意見、賛成意見が出たがパソコン操作のミスにより記載されていない。

(投票結果) 115 対 396 で否決される。

制定案 19-21 主要な各クラブ委員会の委員長を理事会メンバーとすることを求める件

提案者： 第 9700 地区 (オーストラリア)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 94 ページ)。

第 13 条 理事および役員および委員会

第 7 節— 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。各委員会の委員長は理事会のメンバーとなるものとする。

趣旨および効果

各委員会の委員長がクラブの理事会メンバーであることにより、このような指示および要請がクラブ理事会で検討され、RI から地区とクラブへの明確な指揮系統が存在することになる。適正に任命された理事会メンバーとして、各委員長は意思決定プロセスに参加し、理事会に報告をして議論に参加できるようになる。

(質疑に入る)

(反対) ロータリーの自主性と規模による関係から反対。

(賛成) 9212 地区、すでに採用しているクラブが多いことから賛成。

(賛成) 委員会が CLP と理事会とのギャップが埋まるメリット、タイムリーに実践できるメリット、プロジェクトを明確化できるメリットがある。

(投票結果) 238 対 269 で否決された。

制定案 19-22 クラブ会長の任期を改正する件

提案者： Béthune-Artois ロータリークラブ (フランス、第 1520 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 92~93 ページ)。

第 13 条 理事および役員および委員会

第 5 節 — 役員の選挙。

(b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前 18 カ月以上 2 年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニエを務めるものとする。会長ノミニエは、会長として就任する前の年度の 7 月 1 日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7 月 1 日に就任し、1 年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。後任者がしかるべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期を 1 年に限り延長するものとする。

趣旨および効果

クラブ会長に空席が生じた場合、現職の会長が無期限でその役職に留まることを強制されるべきではない。そのため、会長の任期を、就任初日から最大 2 年間に制限することを提案する。

(質疑に入る)

(反対) 3150 地区、クラブ会長の選出に課題がある場合は問題解決策を考えるべきである。

(賛成) 9685 地区、ロータリアンはボランティア組織であり、計画的に活動することを前提にもう一年会長を継続する後に、退任できるという効果がある。

(投票結果) 279 対 225 で採択された。

制定案 19-23 クラブ会長選出の日程を改正する件

提案者： Bang Khen ロータリークラブ (カンボジア、ミャンマー、ベトナム、タイ、第 3350 地区) 第 6980 地区 (米国) 第 9125 地区 (ナイジェリア)

標準ロータリアンクラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 93 ページ)。

第 13 条 理事および役員および委員会

第 5 節 — 役員の選挙

(b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前 ~~18~~24 カ月以上 ~~2年~~36 カ月以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニー・デジグネートを務めるものとし、会長として就任する 2 年前の 7 月 1 日に、会長ノミニーの役職名が与えられるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の 7 月 1 日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7 月 1 日に就任し、1 年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

趣旨及び効果

長期戦略の目的に向けた準備を、クラブがより効果的に行うことができる。さらに、本変更と役職名の案は、RI 細則の第 14.010 節「ガバナーノミニーの選出」(『2016 年手続要覧』第 61 ページ) と一致する。

(質疑に入る)

(賛成) 9125 地区、クラブ会長を選出する過程をガバナーと同じするべきである。

(反対) 6510 地区 SHALL の言葉に反対。小さなクラブは特に困難な状況に追い込むからである。大きなクラブは必要な事かもしれないが強制は避けるべき。

(反対) 会長が就任するまでの期間が長くなる。

(投票結果) 170 対 344 で否決された。

制定案 19-24 クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件

提案者： 第 9125 地区 (ナイジェリア)

標準ロータリアンクラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 89 ページ)。

第 8 条 会合

第 2 節 — 年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、収入と支出を含む年間予算を発表するため、および年次報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31 日まで開催されなければならない。

趣旨および効果

ロータリークラブを活性化するには、年次会合を単なる役員選挙の場として開催するのではなく、あらゆる団体の年次総会のような、出席を必須とする年次クラブ会合に変更すべきである。ここで新役員を選出し、収入と支出を含む年間予算と年次総合報告も発表する。

(質疑に入る)

(賛成) 4189 地区、透明性をもって明確に実践する必要があるから。

(反対) 台湾 3121 地区、重要であると認識するが 12 月 31 日まで期日を規定しているが、手続き面で困難と思う。次年度役員を決める時期であり実施は不可能と思う。

延長動議がありセコンド後、投票により審議延長が決定した。

3 日目の最初に再審議された

(修正案の動議) 昨年度の実績だけではなく、今年度の予算執行状況を審議する場である。

(次の修正動議) 12 月 31 日を削除に修正

(反対) 原案動議者から反対があった。

動議の投票結果 → カード方式で否決された。

最初の修正動議の審議に戻る

(投票結果) 408 対 102 で採択された。

制定案 19-25 出席報告の要件を奉仕報告に差し替える件

提案者： Central Blue Mountains ロータリークラブ (オーストラリア、第 9685 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 24 ページ)。

第 4 条 クラブの会員身分

4.090. 出席報告地域参加報告

~~各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には事務総長に提出しなければならない。~~
各クラブは、ボランティア活動時間と奉仕プロジェクトへの貢献を、各四半期の最終例会後 15 日以内に、事務総長に報告するものとする。

趣旨および効果

本制定案は、クラブ出席報告を廃止し、会員とクラブの積極的な関与に重点を置くよう、クラブに奨励しようとするものである。ロータリーはただ例会に出席することよりも会員が積極的に参加することに重点を置いている。調査によれば、健全で会員が増加しているクラブは地域社会に積極的に参加するクラブであることが明らかになっている。

(質疑に入る)

(反対) 1830 地区、ロータリーは一層「官僚的」になってしまう。

(賛成) 奉仕活動の把握と公表するべき。

(賛成) ロータリーが「学校」ではなく「奉仕団体」なら奉仕活動のレポートは重要になる。

(修正動議) 両方が必要と修正したい。

(議長) 不採用

(特別代表) 国際ロータリーに財政的負担を与える

(投票結果) 240 対 268 で否決された。

再審議動議→出席報告と地域参加報告に変更したい。

賛否 2 名毎の意見発表後

再審議に対する投票→239 対 265 で再審議は否決された。

制定案 19-26 クラブの名称または所在地域の変更の通告期間を延長する件

提案者： 第 9830 地区 (オーストラリア)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 99 ページ)。

第 22 条 改正

第 2 節 — 第 2 条と第 4 条の改正。定款の第 2 条 (名称) および第 4 条 (クラブの所在地域) は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも ~~10~~21 日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。

趣旨および効果

ロータリークラブは何らかの方法で月に最低 2 回の例会を開けばよいところまで 例会の回数を減らすことを選択できることになっているため、改正案の会員への通告期間を延長すべきである。

(審議)

(投票結果) 398 対 96 で採択

制定案 19-27 クラブの名称の一部として「クラブ」を使用しないことを許可する件

提案者： Mumbai West Coast ロータリークラブ (インド、第 3141 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 14 ページ)。

第 5 条 会員

第 2 節 — クラブの構成。

(d) 「クラブ」という語が不穏当な意味を持つ国々のクラブは、RI 理事会の承認を得れば、

名称にクラブという語を使う義務はない。クラブが選んだ場合は、名称から「クラブ」という語を省略することができる。

趣旨および効果

「クラブ」という語は、制限や境界のある地方組織を示唆する。国や地域のグローバル化が進むなかで、今こそ人びとの心の中にあるこうした境界を開放する必要がある

(賛成) 3240 地区、クラブの意味が国、地域によって違う。クラブという名称は奉仕団体のイメージを与えない。

(投票結果) 255 対 252 で否決された。

制定案 19-28 クラブの所在地域に関する規定を改正する件

提案者： RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 19 ページ）。

第 2 条 国際ロータリーの加盟会員

2.020. クラブの所在地域

~~新クラブの結成に必要な最低数の職業分類が存在する地域がある場合、そこに一つのクラブを結成することができる。1つ以上の他のクラブが既に存在するその同じ地域にも、クラブを結成することができる。~~参加型の主にオンラインで活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会の決定通りが決定する通りとするものとする。

趣旨ならびに効果

組織規定文書審査委員会は最低数の職業分類が存在する地域にクラブを結成すべきであると RI 細則に規定する必要はないと考えている。本制定案はそのため第 1 文を削除している。残りの 2 文に対する変更は、言葉遣いを現代的に合理化するためのものであり、文意を変更するものではない。

(賛成) 3660 地区、柔軟性を持った前提と多様性に注視する意味で賛成。

(賛成) 6740 地区、職業分類だけではなく他の理由でも新しいクラブを作るという意味で有益である。

(投票結果) 404 対 104 で採択された。

制定案 19-29 衛星クラブの報告手続を改正する件

提案者： Plimmerton ロータリークラブ（ニュージーランド、第 9940 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 93-94 ページ）。

第 13 条 理事および役員および委員会

第 6 節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営（該当する場合）。衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

(c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書に

は、財務諸表と監査済みまたは検査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

趣旨および効果

会計報告を監査ではなく検査するというロータリークラブと同じ柔軟性を衛星クラブに与えようとするものである。衛星クラブは「監査」が必要であると規定しているが、これは過剰に厳格であると思われる。特に RI の方針ではクラブと地区は監査を受けなければならないという規定はない

(投票結果) 423 対 78 で採択された。

制定案 19-30 例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件

提案者： 大和ロータリークラブ (日本、第 2780 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 7 条 (『手続要覧』第 88 ページ)

第 7 条 例会と出席に関する規定の例外

~~本定款の第 8 条第 1 節、第 12 条、第 15 条第 4 節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。~~

および第 8 条 (『手続要覧』第 89 ページ)

第 8 条 第 7 条 会合

第 1 節 一 例会。[本節の規定への例外は第 7 条を参照のこと]

(e) 例外。第 7 条に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。

趣旨および効果

2016 年規定審議会決定による標準ロータリークラブ定款において「第 7 条 例会と出席に関する規定の例外」を強調し、それぞれの柔軟性を表現したかったのと推測するが、「第 7 条」が後に出現する条文・条項に対していくつも飛んで指示しているため非常に読みにくい。これを解決するため、第 7 条を削除し、例外規定要件部分を各条各項ごとに記載すると理解しやすいと思われる。

(投票結果) 336 対 174 で採択された。

制定案 19-31 例会と出席における柔軟性を認める規定を削除する件

提案者： 高山中央ロータリークラブ (日本、第 2630 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 7 条 (『手続要覧』第 88 ページ)

第 7 条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第 8 条第 1 節、第 12 条、第 15 条第 4 節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。

趣旨ならびに効果

例会と出席に関する規定の例外を認めた場合、クラブによってさまざまな規定または要件が生まれクラブ間の格差が生じ、自己研鑽の機会が減少する危険性がある。よって、ロータリー活動を通じて自己研鑽に励み、高潔性と高い倫理基準を育成し向上させるには、ロータリークラブを通して、多くを学ぶ機会や研鑽の場、すなわち、週一回の例会参加、奉仕活動参加が必要となる。

→撤回された

制定案 19-32 例会と出席に関する柔軟性を認める規定を削除する件

提案者： 敦賀ロータリークラブ（日本、第 2650 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

~~第 7 条（『手続要覧』第 88 ページ）~~

第 7 条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第 8 条第 1 節、第 12 条、第 15 条第 4 節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。

趣旨および効果

2016 年の規定審議会で新たに例会と出席に関する規定の例外が設けられたが、設立当初より、例会はロータリーでは重要な会合であり、例会はロータリアンの自己研鑽と会員同士の親睦を深める絶好の機会である。どんな形にせよクラブ例会は開催されるべきである。

そこで、出席に対する一般的基準を示しながら、例会欠席による会員身分の終結条件を削除することにより、どのような立場の会員でも無理なくロータリー運動に継続的に参加することができるようになる。

→撤回された

制定案 19-33 クラブが少なくとも年に 40 回、例会を行うことを規定する件

提案者： 神戸須磨ロータリークラブ（日本、第 2680 地区）

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。

第 7 条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第 8 条第 1 節、第 12 条、第 15 条第 4 節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、年に 40 回、例会を行わなければならない。

い。

趣旨ならびに効果

ロータリーの例会制度がロータリー運動を支える最重要要素の一つであるという認識に基づく。年間を通して例会頻度を極端に緩和することは、ロータリーの例会の趣旨を損なうとともに、ロータリアンを育てるというクラブの機能が損なわれ、現在と将来のロータリーをより強化することができなくなる。これを防止するためには、少なくとも 40 回、例会を開催することが必要である。

(審議)

(反対) RI 理事→柔軟性の例外は 2016 年で決定した。柔軟性導入が日が浅いくまだ評価が確定していない段階では変更をすることには反対である。例会が少なくなると弱体化するという根拠はない。

(賛成) 4770 地区、月に 2 回となるとクラブでわざと実施しなくなる。年に 40 回は妥当である。

(投票結果) 122 対 384 で否決

制定案 19-34 クラブ例会の出席に関する規定を改正する

提案者： 秋田南ロータリークラブ (日本、第 2540 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 91 ページ)。

第 12 条 出席 [本条の規定への例外は第 7 条を参照のこと]

第 1 節 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加すべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接またはオンラインのつながりを使って出席するか、例会に出席できない場合、配偶者またはパートナーが出席し、これを「会員の出席」と認める。

趣旨ならびに効果

パートナーの参加がなされることにより、例会への「代理出席」を認め、各種行事と違った一般的な「例会」を体験してもらうとともに「ロータリー」をさらに理解してもらう。ひいては夫人の入会も期待出来き、会員増強に繋がるものと思われる。

(審議)

(賛成) 3131 地区、ロータリーファミリーの例会参加は重要である。会員増強につながるポテンシャルがあると思う。

(投票結果) 162 対 348 で否決された。

制定案 19-35 欠席のメイクアップに関する規定を改正する件

提案者： Cloquet ロータリークラブ (米国、第 5580 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 91 ページ)。

(a) ~~例会の前後 14 日間。同年度内。例会の定例の時の前 14 日または後 14 日同年度以内~~
に、

~~会員が 14 日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メークアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメークアップとして有効とみなされる。~~

趣旨ならびに効果

クラブは、年度を通じて、シンプルな表を使って出席のメークアップを手早く記録できる。また、大半のクラブで 1 カ月あたり複数回のメークアップの機会を設けているが、特別な活動の機会に参加する会員が、そのような機会が少ない時期に備えて出席（参加）を蓄えておけることは至極公平なことである。

（投票結果）286 対 217 で採択された。

制定案 19-36 欠席のメークアップに関する規定を改正する件

提案者： Sorocaba-Art Nossa ロータリークラブ（ブラジル、第 4620 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 19 ページ）。

第1条 定義

10. ロータキッズ： ロータリークラブが提唱する、5 歳から 12 歳までの子どものためのプログラム

第 12 条 出席

8 第 1 節 一般規定。

(a) 例会の前後 14 日間。例会の定例の時の前 14 日または後 14 日以内に、ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、またはロータキッズクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、または仮ロータキッズクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。

趣旨ならびに効果

ロータキッズは 5～12 歳の子どもの向けのクラブであり、若く活動的なこの年代に向けてロータリーを一つにまとめる必要性があり、これがひいてはインターアクト、ローターアクト、そしてやがてロータリーの未来へとつながる。

（審議に入る）

（反対）マローニ次年度会長、ロータキッズクラブを常設の物との前提では「裏口」である。

（賛成）幼少期から育成する意味で、ロータキッズから常設プログラムとして実施するべきである。

（反対）青少年に対するプログラムで「裏口」から入る意味では問題がある。

（投票結果）115 対 392 にて否決された。

制定案 19-37 クラブの会員身分に関する規定を改正する件

提案者： RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 23～24 ページ）。

第 4 条 クラブの会員身分

~~4.060. 公職~~

~~一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者、または裁判官に選出もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選出もしくは任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。~~

~~4.080. RI の職員~~

~~クラブは、RI に雇用されている人を会員として保持できる。~~

趣旨および効果

組織規定文書審査委員会は、上記項目は RI 細則および標準ロータリークラブ定款に記載する必要がないと感じた。RI の職員に関する項目は任意事項であり、公職に就いている人は以前の職業分類の下に、引き続きロータリアンとしての身分を保持することができる。

（審議）

（反対）7170 地区、公職の人がメンバーになるという意味では、公職の人たちはその立場を維持するためにクラブに入って政治的な動きをすることに反対である。クラブが分断されるリスクもある。

（賛成）7630 地区、公職の文言は既に自分の仕事で入会できるので事実上意味の無い文章と思う。

（投票結果）380 対 125 で採択された。

制定案 19-38 会員資格を改正する件

提案者： 第 2760 地区（日本愛知）

国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 14 ページ）。

第 5 条 会員

第 2 節 — クラブの構成。

(a) クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および（または）地域社会でよい評判を受けており、地域社会および（または）世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

趣旨ならびに効果

歴史的にロータリーは、職業人または専門職務に携わる指導者の集団であり

この定款の規定のまま放置すると今後、職業を持たない会員のみで構成されたクラブが創立されることも容易に想定され、そうなった場合、前記ロータリーの目的が満たされないば

かりか、五大奉仕である職業奉仕機能を持たないクラブが誕生することとなり、ロータリーが創立の沿革から外れた団体となる可能性がある。

(審議に入る)

(反対) RI 理事会→制限を拡大する事と、ビジネスとプロセッションを重要視することは日本の伝統かも知れない。しかし、クラブで職業を持たないメンバーで構成される事への懸念の発言があったが、世界は違う。

最後の結び (江崎代表議員原稿)

我々を惹きつけているロータリーは、職業理念で培われた他人に対する多様な専門性と高邁な奉仕が、他の慈善団体と違うところであると我々は信じている。地域社会で良い評判を受けているだけの集団に完遂寸前のポリオ撲滅の地球的プロジェクトが出来たであろうか。我々の目的は世界平和であり、世界の貧困を無くし、健康を勝ち取ることでであると誓っているのではないか。

もしこの立法案が否定されるようであれば、ロータリアンを規定している「ロータリーの目的 Object of Rotary」と5大奉仕を定義している「Five Avenue of Service 第2の自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てる」などの**決定的な矛盾が残る**。

この「**会員の資質**」にまで柔軟性の名の下にロータリアンの尊厳を低からしめることが**ロータリーの会員数を失望させていることをわれわれは知っている**。皆様のご賛同をお願いする。

(投票結果) 120 対 376 にて否決された。

制定案 19-39 クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件

提案者： RI 理事会

国際ロータリー定款を次のように改正する (『手続要覧』第 14 ページ)。

第 5 条 会員

第 2 節 — クラブの構成。

- (a) クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職業士および(または)地域社会でよい評判を受けており、地域社会および(または)世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。
- (b) 各クラブは、一事業、一専門職務、一職業、または一種類の社会奉仕、またはその他の職業分類に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、~~正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントを超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めないものとする。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、または理事会によって定義されたローターアクターまたはロータリー学友~~

~~の職業分類は、正会員として選ばれることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。~~

趣旨および効果

本制定案は、職業分類に関する組織規定文書の言葉遣いを現代的にし、会員の多様性という概念を強化しようとするものである。本提案は、「専門職務」とは異なる職業を持つ会員もいることを反映するため、「職業」という語を追加する。また、現行の職業分類の制限も廃止する。こうした変更によって、クラブが会員構成において柔軟性を保つことができると思われる。

提案者発表全文

制定案 19-39

標題：クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件

理事会の立場：支持

冒頭の発言

議長、私は国際ロータリー理事会理事の三木 明と申します。理事会を代表し、制定案 19-39 の採択を動議いたします。

本制定案の目的は、クラブがバランスの取れた会員構成を保つために必要な組織規定文書の言葉を維持しつつ、ある一つの職業分類の下にクラブに入会できる会員数の制限を削除することです。

現在クラブでは、同じ職業分類に属する会員数において制限がありますが、多くのクラブがその職業分類に下部分類をつくることで、この制限をくぐり抜けています。

この制定案は、クラブがバランスの取れた会員構成を保つために必要な組織規定文書の言葉を維持し、クラブの会員構成においてクラブが所在する地域社会の多様性を反映させることの重要性を強調するための語を新たに追加します。

本制定案で提案されている変更により、クラブが会員基盤を増強させる上で、より高い自主性と柔軟性を持てるようになり、同時にクラブ構成におけるロータリーの多様性に対する基本的なコミットメントを維持することが可能となります。

ポール・ハリスが言われた「ロータリーは社会の変化に対応しなければならない」に対応することがロータリーの発展のために必要不可欠です。クラブの奉仕活動がより一層発展するための改定であることにご理解を願いたいと思います。歴史の延長線上に組織の発展はありません。

結びの言葉

本制定案は、ロータリーの基本原則である職業分類システムや、地域社会を反映させるためのバランスの取れた会員構成を持つことをクラブに要請するといったこれまでの方針を変えるものではありません。

しかし、本制定案によりクラブは、会員の事業、専門職務、職業または社会奉仕といった職業分類の適切なバランスを決定するにあたり、これまで以上に柔軟性を持つことができません。

(質疑に入る)

(賛成) 多くのメンバーは職業分類を薄めるという懸念しているが、職業分類はロータリーのバックボーンである事に留意願いたい。職業分類の制限について提案しているだけである。理事会には職業分類が重要な部分であることを周知させる努力をお願いしたい。多様性のあるクラブを構成する目的はさらに重要になる。

(投票結果) 403 対 108 で採択された。

折衷案その後、修正案が提出された (灰色でマスキング部分)

制定案 19-40 会長エレクトまたは会長ノミニーの空席を埋める手順を改正する件

提案者： 第 6040 地区 (米国) 第 6080 地区 (米国)

改定案の範囲が膨大なため、趣旨と財務上の影響のみ記載

趣旨ならびに効果

趣旨および効果

本制定案は、会長エレクトが逝去または任務を遂行できない場合に、会長エレクト職の後任者を選出する手順を簡素化するものである。会長エレクトの職務は、会長エレクトが会長職の準備をするにつれて過密なものとなるため、空席が生じた場合には即座に空席を埋めることが重要である。

財務上の影響

本制定案は、指名委員会の会合の回数が減少した場合は、RI の経費削減につながる可能性がある。空席が生じた場合に、会長ノミニーまたは会長エレクトの新候補を選出するために指名委員会を再招集する必要がなければ、経費削減となる。委員会会合の経費および候補者の旅費は約 77,000 米ドルである。

(審議)

(賛成) マローニー次期会長から賛成意見があった。

(投票結果) 492 対 17 で採択された。

制定案 19-41 会長ノミニーの選出の規則を改正する件

提案者： RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 51 ページ)。

第 12 条 会長の指名と選挙

12.050. 委員会による指名

12.050.1. 最適任のロータリアン

委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中から、

居住国に関わらず、職務に当たるべき人物として求め得る最適任のロータリアンを指名するものとする。ただし、委員会は同じ居住国からの候補者を 2 年連続で指名しないものとする。

趣旨および効果

本制定案の目的は、指名委員会による検討のため、地理的条件やタイミングに関わらず、全候補者に自らの氏名を提出するよう推奨することにある。これにより、同じ国のロータリアンが複数年度にわたって連続して選出される可能性が生じるため、本制定案では指名委員会に、前年のノミニーと同じ国からの候補者を選出しないよう指示している。

(修正案) 同じ居住国からではなく 同じゾーンに変更を提案する。

(議長) 修正案を受け入れる。

→修正案の審議

(修正案の投票) カード式による投票の結果は採択された。

従って、修正された動議を審議する

(賛成) ライズリー元会長から賛成意見があった。暗黙の了解によるルール外のルールは好ましくない。従って、この方法に賛成する。

休憩後

修正動議の発議者から同じ国から多数のゾーンを維持している国もあることから、修正案の再審議をする旨の発言があった。

議長から再審議のカード式の投票を求め賛成多数で当初案での審議となった。

最初の動議に戻って審議開始をする。

(反対) 修正案に反対をしたい、アメリカは 8 ゾーンを擁しているので毎年候補者を出すことが出来る事になる。

(修正案の投票) カード式での採択方式で最初の動議の審議をすることになった。

最初の動議の審議再開

(賛成) 6895 地区、この制定案はシンプルなものであり、最適任のロータリアンを選出するうえで、意図しない「影響」をあたらないための方策であるので賛成。

(投票結果) 458 対 50 で採択された。

制定案 19-42 会長のためのクラブ投票に関する規定を改正する件

提案者： 第 3261 地区 (インド)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 50 ページ)。

第 12 条 会長の指名と選挙

12.030. 会長指名委員の選挙

12.030.4. クラブの投票 15 名を超える会員のいるクラブのみが各クラブは、少なくとも 1 票を投じる権利を有するものとする。

趣旨および効果

本制定案の目的は、RI 細則を改正してクラブに最低会員数 15 名を維持するよう奨励することにある。これにより、活力のあるクラブのみが投票権を有し、各票はクラブの規模に比例した価値をもつことになる。

(反対) クラブが 15 名以下で不活発という根拠はない。

(賛成) 新しいクラブ設立には 20 名が必要であり、それが基準になる。

(反対) 多くのクラブが権利を失うことは問題である。

(賛成) ガバナー選挙での不正防止の意味を持つ制定案であり賛成。

(採択結果) 116 対 395 で否決された。

制定案 19-43 理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長する件

提案者： RI 理事会（三木理事）

趣旨および効果

本立法案は、理事指名委員会が会合できる時間を増やす。これは、現在細則で規定されている 2 週間という期間は、多くの指名委員会で日程的に困難であることが明らかになっているためである。立法案はまた、必要に応じて理事会がこの期間以外の会合を許可できるようにするものである。

(投票結果) 467 対 37 で採択された。

制定案 19-44 理事の資格条件を変更する件

提案者： 第 1870 地区（ドイツ）Aarau ロータリークラブ（スイス、第 1980 地区）

Winterthur ロータリークラブ（リヒテンシュタインとスイス、第 2000 地区）

国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 27～28 ページ）。

第 6 条 役員

6.050. 役員の資格条件 6.050.3. 理事

RI の理事候補者は、理事として推薦される以前に RI のガバナーとしてその任期の全期を務めた者でなければならない。ただし、全期に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない。また、ガバナーを務めてから少なくとも 3 年が経過していなければならない。理事候補者はさらに、推薦される前の 36 カ月間に少なくとも 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない。

趣旨および効果

若い RI 役員によって若い世代のロータリアンの意見が RI 理事会に反映されるようになることで、若い会員に対するロータリーの魅力が増すことになる。さらに、資格を有する候補者数も増える。現在要求されている、ガバナーとして任期を務めた後の待機期間は合理的ではないように思われる。

審議に入る

(反対) ロータリー研究会等の経験のない人たちが理事に選出された場合、本人が苦勞する事は間違いない。

(賛成) 1940 地区、若い人たちがリーダーになってくることが重要と思う。この制定案は指名委員会を信賴する前提で賛成である。

(反対) 6840 地区、理事になるために3年かかることは経験を得ることで必要な期間である。

(投票結果) 232 対 283 で否決された。

制定案 19-45 理事指名委員会の委員と補欠委員の選出手順を改正する件

提案者： Boothbay Harbor ロータリークラブ (米国、第 7780 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 56～57 ページ)。

13.020.9 指名委員会手続による委員の選出

指名委員会の委員と補欠委員は、指名委員会の手続によって選出できる。指名委員会続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、指名が予定されている年の前年に実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、本節の規定に矛盾しない限り、第 14.020.2. 項に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠するものとする。委員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

13.020.10 指名委員会委員の選出方法を採択できなかった場合

指名委員会の委員と補欠委員を指名委員会手続により選出することを選択したが、指名選出方法を採択できなかった地区は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべてのパストガバナーを指名委員会に起用するものとする。委員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則を改正し、地区が理事の指名委員会の委員と補欠委員を指名委員会手続により選出できるようにするものである。指名委員会の委員は、地区大会の選挙人よりも、候補者とその資格だけでなく選出対象の役職の要件についても精通していることが多い。本制定案の採択により、地区はその知識を活用することができる。

(審議に入る)

(投票結果) 338 対 150 で採択

制定案 19-46 ガバナーノミニーの資格条件を改定する件

提案者： 第 1913 地区 (クロアチア)

16.070. ガバナーノミニーの資格条件

理事会によって特に許可されない限り、選出の時点で、次の資格条件に適っていなければガバナーノミニーに選ばれることはない。

9 16.070.1. 瑕疵なきロータリアン

本人が地区内の機能しているクラブ (男女両方の会員がいるクラブ) の瑕疵なき会員であることを要する。

趣旨および効果

本制定案の目的は、地域社会とクラブにロータリーの価値観について明確なメッセージを伝え、男性または女性みのクラブを両性が所属するクラブに迅速に転換することを推奨することにある。

(審議に入る)

賛成反対の意見が多数。

(投票結果) 186 対 318 で否決された。

制定案 19-47 ガバナーノミニーの資格条件を改正する件

2500 地区釧路 RC、3040 地区 (インド)

国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 71 ページ)。

第 16 条地区

16.070. ガバナーノミニーの資格条件

理事会によって特に許可されない限り、選出の時点で、次の資格条件に適っていなければガバナーノミニーに選ばれることはない。

16.070.4. ガバナーの任務を遂行できる能力

第 16.090.節に規定するガバナーの任務と責任を果たす意思があり、ガバナー補佐等の地区運営経験を持ち、身体的にもその他においてもこれを果たすことができる者でなければならない

(2500 地区提案者コメント原稿) 実際はインド 3040 地区から動議説明がされた。

国際ロータリーの戦略計画の実践と中核的価値観の普及の要は地区ガバナーであることは言うまでもありません。そして大事なことは、戦略計画を継続的に実践し、地区内全クラブが効果的な結果を生み出すためには長期的視野に立った連続性を持った地区運営をすることによって達成されることは言うまでもありません。

今から 18 年前、2001 年 規定審議会で 01-456「ガバナーの任務を改定する件」採択され、2002 年 7 月から地区へ DLP という形で導入されました。

DLP の最大の目的の一つに、地区運営のかなめであるガバナー候補者のすそ野を広げることでした。そして同時にガバナーの地区の運営をサポートする事と、ガバナー候補者のすそ野を広げるためにガバナー補佐という役職が新設されたことを皆様に思い出してほしいのです。

地区の様々な役職を経験したことのないクラブ会長だけの経験でガバナーになる場合、国際協議会での経験だけで、DLP に基づく戦略計画を実践するためにも、ガバナーノミニーはそれ以前に地区の運営にかかわる経験を持つことによって更なる効果的な成果を生み出

すことが期待できるのです。

従って、DLP 導入から 18 年が経過した中で、ガバナーエレクトの資格条件にクラブ会長経験と共に地区運営経験特にガバナー補佐を始めとした地区委員等の運営経験を持つことは長期的視点に立った RI 戦略計画を実践するためには必要な要件であると認識すべきです。

最後に、この制定案はガバナー補佐経験がなければガバナーノミニーになれないのではなく、地区委員等の経験を含まれることを強調させていただきます。

(審議に入る)

(反対) ブラッドハワード元 RI 理事コンセプトは素晴らしいが、若い人たちにガバナーに就任することを阻害する。

(賛成) ガバナー補佐からガバナーを選出している。人材プールを豊かにすることが出来る。

修正動議→ガバナー補佐又は地区委員長等に変更

修正動議の審議

(反対) ガバナー補佐と委員長では明確に職務が違うので反対する。

(賛成) この修正案は地区の運営の実態に相応しいので賛成

(反対) ガバナー補佐等との原文になっているので、地区委員長を追加する必要はない。

(修正案の投票結果) 274 対 233 で採択された。

修正案での本動議審議となった。

(反対) 地区ガバナー選出の制限につながるので反対。指名委員会に任せるべき。

(投票結果) 249 対 255 で否決された。

制定案 19-48 ガバナーノミニーの資格条件を変更する件

提案者： Ketchikan ロータリークラブ (カナダ、米国、第 5010 地区)

国際ロータリー細則

16.080. ガバナーの資格条件

理事会によって特に許可されない限り、ガバナーは、就任の時点で、国際協議会に全期間を通して出席していて、1つまたは複数のロータリークラブで通算75年以上会員であり、さらに前述の第 16.070.節に述べる資格条件を、引き続き保持していなければならない。

趣旨および効果

本制定案は 50 歳未満のガバナー候補者の指名を奨励しようとするものである。

地区ガバナーになるために、クラブ会員の要件を 5 年に短縮し、その他の現行の要件を維持することで、若い会員がリーダー職に就き、若く資格を有するロータリアンが地区とゾーンレベルでリーダー職を目指そうとすることができるようになる。

(審議に入る)

(反対) 50 歳以下に関しては同意する、しかしこの制定案が正しくはない。経験が必要であり未経験のものをガバナーにすることにはリスクがある。

(投票結果) 225 対 281 で否決

制定案 19-49 ガバナーノミニーの投票権に関する規定を改正する件

提案者： Madras ロータリークラブ (インド、第 3232 地区)

国際ロータリー細則

4.040.1 クラブの投票

各クラブは、少なくとも 1 票を投じる権利を有するものとする。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、7 月 1 日付の投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。

趣旨および効果

インド国内の地区の候補者およびクラブでは、クラブの投票権を増やすために、ロータリー年度の前半にクラブの会員数を水増しするという非倫理的慣習が行われるようになってきている。このような会員は 6 カ月以内に終結することが多いため、RI に財政的影響を与え、会員増強および維持の方針にも影響を及ぼす

(審議に入る)

(賛成) 3142 地区、民主主義の中で選挙は重要であり高潔性を維持することは前提になる。意図的に会員数を増加することを防止しなければならない。

(賛成) 3250 地区、7 月 1 日に基準を変更することに賛成

(反対) ヨーロッパや北米ではそのような事はない。

(投票結果) 324 対 192 で採択された。

制定案 19-50 全クラブ会員にガバナーノミニーの電子投票を許可する件

提案者： Nagercoil Emerald ロータリークラブ (インド、第 3212 地区) Nagercoil South ロータリークラブ (インド、第 3212 地区)

国際ロータリー細則

14.040. 郵便投票電子投票の書式

ガバナーは、各クラブ会員に一枚の投票用紙電子投票用紙を準備するものとする。(中略)

14.040.1 クラブの投票

各クラブ会員は、少なくとも 1 票を投じる権利を有するものとする。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合 (以下全文抹消)

趣旨および効果

本制定案の目的は、投票資格を有するすべてのロータリアンに民主主義的な方法で参加する権利を与えることにある。すべてのロータリアンが参加意識をもつことになる。

(審議に入る)

(反対) 理事会メンバーから反対意見があった。

→COL で発表される中で重要な部分の変更がある。定款 5 条でクラブに投票権があるわけで、個人ではないことを確認する。電子投票にもコスト面、セキュリティ面で投入が困難と認識すべき。

(賛成) 3011 地区、クラブの投票になる。クラブ会長がクラブメンバーの総意を代表して投票することを理解いただきたい。インドでは電子投票が導入されている。

(反対) 4320 地区 (スペイン) すべてが既に規則が確立されているのに、指名委員会で推薦候補以外に電子投票でなされた人が候補になりうる上で混乱を招く。

(質問) 何故、理事会がこれを欠陥のある制定案にしなかったのか？

マローニー会長エレクト→定款細則委員会の判断している。理事会は細則委員会から上程された制定案を上程することを決定している。審議することを承認しているだけに過ぎない。

(投票結果) 72 対 443 で否決された。

制定案 19-51 ガバナーノミニーの対抗候補者に関する規定を改正する件

提案者： Ruryila ロータリークラブ (パキスタン、第 3272 地区)

国際ロータリー細則

14.020.8. 対抗候補者

当該年度の初めの時点で設立から少なくとも 1 年 2 年が経過している地区内クラブは (以下略)

14.040.1. クラブの投票

年度初めの時点で設立から少なくとも 2 年が経過している各クラブは (以下略)

趣旨および効果

ガバナーノミニーの投票において勢力を増すために、地区内でクラブが結成されているということが指摘されている。

(審議に入る)

(賛成) 3211 地区、運転免許は 18 歳からで経験を積んでいかなければならない。1 年目のクラブは「幼児期」であることは間違いない。2 年が最低条件になるので賛成いただきたい。

(反対) 3271 地区、ガバナー指名条件としてロータリアンとして 7 年が必要

(投票結果) 185 対 329 で否決された。

制定案 19-52 ガバナーの対抗候補者の指名および選出の期間を改正する件

提案者： Mumbai Aces ロータリー E クラブ (インド、第 3141 地区)

国際ロータリー細則

14.020.11. 対抗候補者の指名

定められた期限までに有効な対抗候補者の指名を地区内のクラブからガバナーが受け取った場合、ガバナーはその期限から 7 日以内に、地区内の全クラブにその旨を通達するもの

とする。この対抗候補者の指名がガバナーの定める日まで 15 日間有効である（以下略）

趣旨および効果

本制定案の目的は、ガバナーに地区選挙の時期と日程のガイドラインを示すために、対抗候補者の指名期間を定義することにある。

（審議に入る）

（質疑に入る）

（修正動議）15 日から 30 日に変更を動議したい。

（修正案の投票結果）カード方式にて投票された、賛成多数で修正案は通過した。

（修正案後の投票結果）442 対 69 で採択された。AA

制定案 19-53 ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいない場合には、パストガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとするを要請する件

提案者： Mumbai Andheri ロータリークラブ（インド、第 3141 地区）

国際ロータリー細則

6.120.2. 理事と会長の権限

副ガバナーがいない場合、理事会は、残存任期中ガバナーの空席を埋めるために、資格条件を備えたロータリアンパストガバナー（同じ地区所属が好ましい）を選挙する権限を有するものとする。会長は、理事会によってその空席が補充されるまで 資格条件を備えたロータリアンパストガバナー（同じ地区所属が好ましい）を、アクティングガバナー（臨時のガバナー）として任命することができる。

趣旨および効果

いかなる地区ガバナーの交代もパストガバナーとともに行われるべきである。パストガバナーは全員、国際協議会で研修を受けている。ガバナーエレクトがガバナーに就任できるようなるまでに、このような研修の修了は必須である。よって、いかなる地区ガバナーの交代も、国際協議会で研修を受けたパストガバナーによって行われなければならない。

（質疑に入る）

（賛成）パストガバナーが在籍していない場合ロータリアンが就任していたが多くの問題があったので賛成する。

（反対）資格を備えたロータリアンは当然ながらパストガバナーと理解しているので、この制定案は問題がある。

（投票結果）399 対 119 で採択された

制定案 19-54 地区レベルでのクラブ投票の規定を修正する件

提案者： 第 9125 地区（ナイジェリア）

13.020.4. 選挙

第 13.020.9.項と第 13.020.10.項に規定されている場合を除き、指名委員会の委員と補欠委

防ぎ、それによりガバナーのリーダーシップの弱体化、副ガバナー職に就いていないパストガバナーが地区の出来事への関心を持たない可能性、パストガバナーの自尊心の低下を防ぐことができる。

(審議に入る)

(反対) 6840 地区、ガバナーが急逝した時に、副ガバナーからの連絡によってその後の地区運営の混乱がなかった事で反対する。

(賛成) 韓国；ガバナーエレクトに副ガバナーの存在が負担になっている。

(反対) 昨日の 19-40 で会長ノミニーの空席を審議したが、2013 年の規定審議会で不測の事態での対応で採択された。副ガバナー制度は地区の「保険」と認識するべき。

(賛成) 2080 地区、2016 年にも副ガバナーに関する制定案が 5 件出ている。副ガバナーは義務ではないことも確認するべき。副ガバナーの定義が明確になっていない。アクティングガバナー制度を活用するべき。

(反対) 3291 地区、強く反対する。提案者は混乱していると思う。ガバナーが健在では副ガバナーが権限を行使する事は出来ない。空席がある場合のみ副ガバナーが職務を担うだけ。

(採択結果) 189 対 327 にて否決された

制定案 19-57 地区の年次財務表の提出期限を延長する件

提案者： RI 理事会

16.060.4. 地区の年次財務表および報告書

ガバナーを務めてから 1 年以内に、直前ガバナーは、ガバナーとしての年度終了後 3 カ月以内に地区内全クラブに対し、独立検査を受けた地区の年次財務表および報告書を提出しなければならない。(以下略)

趣旨および効果

本制定案の目的は、ガバナーが地区の年次財務表および報告書についてクラブの承認を求める期限を延長し、手続きを簡素化することである。約 75%の地区が、現行の 3 カ月の期限では報告義務を順守できない財務規制および日程を設けている地域に所在している。この変更によって手続きを簡略化し、地区が所属地域の規制と RI 細則の両方を順守できるようにするものである。

(審議に入る)

(反対) 3181 地区、この制定案は国によって禁止されている。従って反対である。

(賛成) 1810 地区、現在のガバナーは前任者から内容を確認できる。3 カ月では確認できないので簡素化するべき。

(修正動議) ロータリー財団が受領した補助金又は迄削除

修正案の審議

(反対) ガバナーの責務なので反対

(賛成) 財団からの GG (グローバル補助金)、地区補助金は厳しい監査がなされている。
直前ガバナーが報告書を出すのは妥当。

(反対) ガバナーにはすべての地区補助金や GG も含まれる。

(賛成) GG は 2 つのクラブ、他の国との関係で財団が責任をもって管理している。

(反対) 財団は地区補助金と GG があるが、GG は TRF の役人が実施し、ガバナーは承認するだけである。地区補助金も財団委員会が責任を持っているが、ガバナーにも管理確認する責任があることを明確にしたい。

(修正案の投票結果) カード方式にて投票、修正動議は否決された。

(原案の審議に入る)

(原案の投票結果) 424 対 92 で採択された。

※19-48 制定案の再審議動議 (225 対 281 で否決されている)

(反対) リーダーシップは長い時間が必要であり、5 年でガバナーになるのは不自然。

(反対) 会長になるにしても 5 年は十分ではない。経験を積むことに熱心であってほしい。

(再審議の投票結果) 169 対 346 で動議は否決された。

制定案 19-58 地区立法案検討会の招集に関する手続きを改正する件

提案者： 第 2640 地区 (日本・大阪和歌山) 国際ロータリー細則

16.040. 地区大会および地区立法案検討会

16.040.1. 時と場所に以下を追加する。

地区内クラブの 3 分の 1 以上の会長が、目的である事項を示して地区立法案検討会を招集する請求をガバナーに提出したときは、ガバナーは請求のあった日から 8 週間以内に、地区立法案検討会を開催しなければならない。

趣旨および効果

一定数以上の地区内クラブ会長から、地区立法案検討会開催の請求があったときは、ガバナーはその意向を尊重して地区立法案検討会を開催するものとし、併せてその具体的な手続を定める。

(審議に入る)

(修正動議) 3 分の一から過半数に変更

(修正案への反対) 原案で十分である。

(修正案の投票結果) カード方式で採択をしたが電子式に変更 304 対 207 で修正案が採択された。

(修正後の本動議の審議)

(修正後の本動議の修正動議) 会長からクラブへの変更へ

(カード式の投票) 修正動議が採択された。

(修正案の投票結果) 442 対 65 で採択された。AA

制定案 19-59 地区大会または立法案検討会で採択された推奨案の章典化と継続的效果を要求する件

提案者： 第 3662 地区 (韓国) 国際ロータリー細則

16.040.3. 地区大会および地区立法案検討会の決定に以下の文言を追加

採択された推奨案は、次の地区大会または立法案検討会で決議案によって廃止または改正されるまで有効とされるものとする。効果的な実施のため、各地区は、過去 3~5 年間に採択された推奨案のマニュアル (地区章典) を作成し、これを一貫して管理し、クラブと共有するものとする。

趣旨および効果

長期的観点から地区を発展させる方針を実施することは難しい。そのため、決議案の有効期限を書面にて確立し、こうした決議案を収集して一つの地区章典としてまとめ、地区とクラブレベルで配布して維持することを必須とする。

(審議に入る)

(賛成) 韓国; 趣旨及び効果と同じ内容で説明

(反対) コンセプトには賛成ではあるが、COL が決定するのは「やりすぎ」である。地区が決めるべき。

(反対) 自分たちの章典を作って、次の審議会まで有効にするのは地区レベルで決めれば十分。

(投票結果) 224 対 289 で否決された。

制定案 19-60 役員および委員を然るべき理由で解任する統一手続を規定する件 撤回

提案者： RI 理事会 国際ロータリー細則

(抜粋) 会長または理事会は、然るべき理由がある場合には、聴聞を行った上、役員、役員エレクト、役員ノミニー、役員ノミニー・デジグネート、委員を罷免停職にすることができる。しかるべき理由には、細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないことなどが含まれる。

趣旨および効果

現在の細則では、役員をしかるべき理由で停職または罷免 (解任) するための手続きが複数規定されている。RI 役員、役員エレクト、役員ノミニー、役員ノミニー・デジグネート、委員を停職または罷免 (解任) する手続は統一された一つのものであることが推奨される。本制定案では、RI 理事会がある個人を役職から罷免 (解任) するか、停職を取り消すかを決定する前に、その個人に RI 理事会へ情報を提供する機会を与える。

撤回された。

制定案 19-61 理事会の任務を改正する件

提案者： 第 2740 地区（佐賀） 第 2840 地区（群馬）国際ロータリー細則

5.010. 理事会の任務に以下を追加

各理事は、自分のゾーンの会員、および交互に理事が選出されるもう一方のゾーン／組み合わせられたゾーンの会員に対して、理事会の決定や理事としての活動について定期的に報告するものとする。

趣旨および効果

毎月発行されるロータリーの地域雑誌や各ゾーン・各地区のウェブサイトに、各理事が RI 理事会決定を含め RI 現況や活動報告について記事を掲載して、ロータリアンとのコミュニケーションを増長させることにより、ロータリー運動の意識高揚・情報とビジョンの共有化を図ることを期待するものである。

（審議に入る）

賛否がなかったので投票

（投票結果）403 対 106 で採択された。

制定案 19-62 事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件

提案者： 第 5190 地区（米国）

6.140. 役員の仕事

6.140.3. 事務総長事務総長は、RI の最高執行経営責任者とする。最高執行経営責任者である事務総長は（以下略）

趣旨及び効果

事務総長の肩書を廃止したり、事務総長の既存の仕事や責任を変更したりするものではない。本提案は、事務総長の役割は年月を経て進化し、現在は最高執行責任者というよりも最高経営責任者のほうに近づいているという認識に基づく。

（反対）理事会と管理委員会のメンバーであることと、CEO という名称は企業で使われているので奉仕団体では相応しくない。

（賛成）RI 副会長から賛成意見があった。事務総長の責務を変更しない。将来の事務総長を採用するのに優秀な人材を採用することが出来る。

修正案

制定案 19-62「事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件」への修正案

修正提案者：2840 地区代表議員 曾我隆一

6.140.3 事務総長

事務総長は RI の最高経営責任者行政職員の長(chief administrative officer)とする。最高経

営責任者である行政職員の長である事務総長は

修正理由

一般的に CEO,COO という表記は主に企業統治上の用語として用いられることが圧倒的に多い。非営利団体の常勤事務局職員の長である事務総長はあくまでロータリー業務に携わる事務職員の管理上の最高責任者が基本である。従って、最高経営責任者(CEO)、最高執行責任者(COO)でもない、行政職員の長(CAO)と認識を新たにすべきと考える。当然この措置によって事務総長の既存の任務や責任を変更したりするものではない。

(修正案の審議)

(反対) RI 理事➡この制定案は現代化するという前提で上程している。修正案は旧式の言葉である。世界の組織の足並みを揃えることも目的である。

(質問) 事務総長の給与とか福利厚生費は上昇するのか。

(ラシーン会長) 肩書を替えることで給与の変更はない。

(反対) 元 RI 理事➡理事会の見解と同じであるが、世界のリーダーと対等に話すためには CEO の肩書が有効である。

(修正動議の投票結果) カード式で投票 賛成少数であったので否決された。

本動議審議に戻る

(反対) 5190 地区が提案していることを考えていただきたい。事務総長の仕事はサービングであり、事務的なことに責任を持つべきである。

(賛成) 事務総長で肩書の持つ力が違うことを理解いただきたい。CEO になることで信頼性を高めることになることも理解いただきたい。

(反対) COO は副社長、社長は RI 会長である。従って反対。

(投票結果) 306 対 214 で採択された。

議長より「事務総長おめでとう！」との発言があった。

制定案 19-63 地区の境界の変更が効力をもつまでの遅延期間を廃止する件

提案者： Maryville ロータリークラブ (米国、第 6780 地区) 国際ロータリー細則
16.010.1 境界の廃止と変更 (注 100 クラブ以上 1100 人未満部分の条項から)

(以下の文言を削除)

地区の境界を廃止あるいは変更する理事会決定は、少なくとも 2 年間効力をもたないものとする

趣旨及び効果

RI 理事会と地区編成委員会は常に合併の少なくとも 2 年前から地区と協力して作業を行っており、地区が期間短縮を要請しない限り、期間の延長を認めることが多い。従って、地区内で合意形成ができて 2 年待たなければならなくなる。

(注) 16-86 地区とその境界をいつ創設するかを規定する件 (地区の境界を廃止あるいは変更する理事会決定は、少なくとも 2 年間効力をもたない。が採択された結果、反対のた

め制定案が提出された。

(審議に入る)

(賛成) RI 理事の発言があった。

(反対) 2371 地区、地区の境界変更には時間が必要である。クラブ強化のために意思決定方式に変化する意味でも反対。

(賛成) 2410 地区、2 年の時間によって混乱をもたらすリスクが発生する。

(質問) 3141 地区、2016 年規定審議会で何件の混乱を起こしたのか？

特別議員⇒70 の地区編成を決定し、11 クラブ（以下通訳が理解できず記載できず）

(修正動議) 2 年を 1 年に変更へ、

セコンド後修正動議の審議に入る。

(動議者) 1 年で作業が終了できる前提で変更するべきである。

(反対) 原案に賛成であるので反対

(修正動議の投票結果) カード方式で否決された。

(原案の投票結果) 419 対 93 で採択された

制定案 19-64 地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件

提案者：第 9810 地区（オーストラリア）

16.010.1. 境界の廃止と変更

(該当部分のみ)。理事会は、ロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を廃止あるいは変更する前に、ロータリーの使命に対する地区の貢献の効果、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮するものとする。

趣旨および効果

規模は小さいが効果的な貢献をしている地区が存続できるよう RI 理事会が承認することを可能にするものである。地区の面積が広がればその管理運営費（たとえば研修やグループのコミュニケーションの会合が必要となる場合に各ロータリアンの旅費および宿泊費）が増加し、そのコスト増は地区とロータリアンが負担することになる。オーストラリアでの事例は、地区の再編成後も会員数の減少は続くことを示しており、再編成にも関わらずオーストラリア全土で 6,000 名に近いロータリアンが退会している。

(審議に入る)

(反対) 9970 地区、会員増強に悩んでいるのは同じであるが、貢献度に関してよりも会員基盤の増強をしなければならない。

(賛成) インドネシア、公式訪問に 8 カ月かかる位、広域な地区であるが、2 つの地区に分割後、800 人規模から 1100 人規模に拡大している。

(反対) 6780 地区、貢献度は会員増強に関係がなく、主観的なもので評価することができないので反対である。会員増強に努力することに注力すべき。

(賛成) 4980 地区、地区の財産は多様性であり世界各国と違うと意味である。地区再編成

をケースバイケースで判断するべきであり、単純に会員数で分割するべきではない。

(反対) RI 地区再編成委員会の委員として反対する。委員会のなかで「共通の見解(ルール)」を持っていることに理解いただきたい。

(投票結果) 221 対 284 で否決された。

制定案 19-65 地区の境界を変更し、クラブ数によってゾーンを決定する理事会の権限を改正する件

提案者： Santiago del Estero ロータリークラブ (アルゼンチン、第 4849 地区)

13.010.1. ゾーンの数 世界を 34 のゾーンに分割し、ゾーン内のロータリアンクラブ数がおよそ等しくなるようにする。

16.010.1. 境界の廃止と変更 理事会は、クラブ数が 100 を上回る地区、あるいはロータリアンの数が 1,100 名未満またはクラブの数が 55 未満の地区の境界を (以下略)

趣旨および効果

ゾーンおよび地区を指定する際には会員数ではなくクラブ数を考慮するということである。これにより管理運営がより効率的に行われ、強制的な合併などを防ぐことになる。

(審議に入る)

(反対) RI 理事→地区・ゾーンの理事会の権限を替える制定案であるが、現状 55 クラブ未満の地区は 160 地区が消滅する。1100 人未満の地区も 36 地区消滅することになる。クラブの平均メンバーでも大きな違いがあるので地区の大きさに大きな差が出てくるので反対である。

(反対) マローニ次期会長より反対意見があった。クラブを基準にするとゾーンの規模が均一でなくなる。ゾーンの再定義をする理由にはならない。

(投票結果) 137 対 367 で否決された。

制定案 19-66 RI 細則から機関雑誌の名称を削除する件

提案者： RI 理事会

21.010. 機関雑誌出版の権限 5

理事会は、RI の機関雑誌発行の責任を負うものとする。機関雑誌は、理事会が認可する幾つかの異なった版で出版されるものとする。そのうち、基本的な版は英語で出版されるものとし、これをザ・ロータリアン誌と称する。

趣旨および効果

理事会に機関雑誌の名称を変更する可能性を与え、理事会が一層の機敏性と柔軟性をもって、ロータリーへの認識と関心を高めるというロータリーの推進目標を達成できるようにすることを目的としている。

(質疑に入る)

(賛成) RI コミュニケーション委員長から賛成意見があった。(ブラッド・ハワード)

(反対) バングラディッシュ、我々はロータリアンであり、私たちのマガジンが「ザ・ロータリアン」である。この雑誌の所有権はロータリアンにあると思っている。

(賛成) この制定案は運営的な部分であり、組織規程に記載されるべきではない。

(投票結果) 444 対 62 で採択された。

制定案 19-67 機関雑誌および地域雑誌の発行および購読義務を廃止する件

提案者： Parys ロータリークラブ (レソト、南アフリカ、第 9370 地区)

第 21 条 機関雑誌全文の削除提案

趣旨および効果

RI は、世界中のロータリアンのために My ROTARY に対して大規模な投資を行った。RIBI は「Rotary」誌をオンラインニュースポータルとして 2018 年 2 月に再始動させた。毎日更新されるため、会員は自分自身のニュース、画像、動画を投稿することができる。

RI には雑誌を発行する義務はなく、その雑誌を購読する義務はどのロータリアンにもない。

(審議に入る)

(反対) 国際ロータリーが停滞している中で、オンラインツールを使いウェブサイトをどのように活用されるかが問われている。地域雑誌は直接ロータリアンの手に入る上では貴重であり、また地域情報を収集し活用することは効果的である。従って反対する。

(賛成) コロンビア、雑誌は効率的な媒体であったが情報化の進展でこの制定案を支持したい。若い人たちが世界の人口の五割を占める中で、彼らに伝える媒体として電子的な手法を中心にするべきである。

(質問) 読者層の調査をしているのか？

事務総長⇒実施している。読者の反応は好意的である。地域雑誌も実施している。

(反対) 1910 地区、RIBI の事例はあまり成功しているとは聞いていない。地域雑誌はいろいろな場所で読まれてるので雑誌としての効果は継続的と認識する。ロータリーのストーリーを語る媒体として継続することが必要と思っている。

(投票結果) 125 対 376 で否決された。

折衷案

制定案 19-68 機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件

提案者： Helsingborg-Kärnan ロータリークラブ(スウェーデン、第 2390 地区) Cromwell ロータリークラブ (ニュージーランド、第 9980 地区)

21.020.2. 購読義務

21.030.1. 購読義務

米国およびカナダ以外のクラブの各会員が、RI の機関雑誌または RI の理事会が承認し、当該クラブに対して指定したロータリーの雑誌の有料購読者となる選択肢を有するものとするなければならない。

趣旨および効果

デジタル形態で情報を提供するにもコストが発生することは理解しながらも、雑誌には料金を別途支払い、デジタル媒体には料金を支払わないという矛盾が、不平等を生み出し、公平で合理的ではない。

(審議に入る)

(反対) 3232 地区、ロータリー雑誌の購読料は現状安いのに、デジタルになると印刷部数が少なくなり印刷費用が高くなる。将来は必要になるかもしれないが今ではない。

(賛成) 世界は大きく変化し、若い職業人は義務化という言葉が好きではなく選択肢という言葉が好きである。コストだけの問題ではない。

(投票結果) 138 対 370 にて否決された。

制定案 19-69 会員個人情報の開示を禁止する件

提案者： Potomac-Bethesda ロータリークラブ (米国、第 7620 地区)

4.120. 会員の情報

RI は、会員による明示的な許可がない限り、ロータリアンの個人情報を外部団体 (RI、ロータリー財団、またはいかなるロータリー組織によっても管理または運営されず、一切関連のない団体) に開示しないものとする。ただし、RI は、法律で義務づけられている場合、あるいは司法または行政の捜査に関係する場合には、情報を開示することができる。

趣旨および効果

連絡先情報の開示が原因で各種勧誘を受けている、という報告がロータリアンから寄せられている。RI 章典の現在の表記の一部を反映しつつ、「RI は、会員による明示的な許可がない限り、ロータリアンの個人情報を外部団体 (RI、ロータリー財団、またはいかなるロータリー組織によっても管理または運営されず、一切関連のない団体) に開示しないものとする」ことを明確にする。

(審議に入る)

(反対) RI 理事会、情報保護に責任を持っている。世界のルールを順守しているので理解いただきたい。

また、守秘契約を厳格に実施している。もしこの制定案が採択されればすべてのメンバーに確認する必要があるが、それは現実的ではない。

(賛成) 個人の許可を必ず取るルールがヨーロッパで浸透しつつあることを知ってほしい。個人のみが

開示を許可できる。

(反対) 国際ロータリーだけの問題ではなく、地区、クラブでも同じことになる。

(反対) マローニー→UK からの情報は間違っている。ヨーロッパの法律に準拠している。

(投票結果) 195 対 315 で否決された

制定案 19-70 クラブの加盟終結に関する規定を改正する件

提案者：第 1760 地区（フランス）

3.030. クラブを懲戒、加盟停止、または終結とする理事会の権限

3.030.3. 会員の不足による終結

会員数が 6 名未満となったクラブは、ガバナーの要請により理事会がそのクラブを終結させることができる。

趣旨および効果

ガバナーにとって、会員数が 6 名未満となったクラブの終結を理事会に要請できることが望ましいと思われる

（質疑に入る）

（賛成）3281 地区、6 人以下のクラブは有意義な活動ができないといわれるがそうでもない。地区ガバナーのオプションとして保有するべきである。

（反対）4 人のメンバーでスタートしたクラブである。

（質問）RI の損益分岐点は何人までのクラブなのか？

（修正動議）2 年間で 10 名に変更

定款細則委員会⇒2 年連続という言葉を入れれば採用される。

（修正動議）連続 2 年で 10 名以下

（賛成）地区運営コストを算定している。10 名の会員のクラブに訪問するコストが中心になる。従って

賛成である。

修正動議後採択に入る

（修正動議の投票結果）カード式で否決された。本動議に戻る

（本動議の投票結果）302 対 205 で採択された。

制定案 19-71 審議会議員として元 RI 会長を除外し、元会長審議会を削除する件

提案者： Parys ロータリークラブ（レソト、南アフリカ、第 9370 地区）

9.010.5 元会長 すべての元 RI 会長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

20.030. 元会長審議会

20.030.1 構成 22

クラブの会員籍を有する元会長をもって構成される元会長審議会を常設するものとする。会長は本審議会の職権上のメンバーとなるものとし、その会議に出席し、議事に参加する特典を有するものとする。しかしながら、議事に関する投票権は持たないものとする。（以下全部削除）

趣旨および効果

元会長が RI の統括管理に何を加えるのか（何か加えるものがあるとした場合）、明らかではない。明確な職務内容も、提出物もない。

(審議に入る)

(反対) クリギンスミス元会長→制定案提出クラブを知っている。反対いただきたい。

(反対) 3330 地区サンガン、元会長はロータリー細則で調停役、諮問をすとの任務が明確になっている。

(反対) 韓国の RI 理事からの反対があった。

(投票結果) 127 対 384 で否決された。

制定案 19-72 ローターアクトクラブが RI 加盟を求められることを明確にする件

提案者： RI 理事会

2.010. RI への加盟申請

2.010.2. ローターアクトクラブ

ローターアクトクラブは RI への加盟申請をすることができる。そのようなクラブは、第 2.010.1.項の要件の対象とはならないものとする。理事会は、加盟手続を決定するものとする。加盟時に、そのクラブはクラブとしてのすべての権利と責任を負うものとする。

趣旨および効果

ローターアクトクラブが RI への加盟を申請できることを明確化することである。RI への加盟を申請するか否かは、個々のローターアクトクラブの判断に委ねられる。ローターアクトクラブが加盟を申請する場合、ローターアクトクラブであると同時にロータリークラブとなるか、ロータリークラブのみとなるかを選択することができる。

修正の動議 RI 理事会

制定案 19-72 ローターアクトクラブに RI 加盟を認める件

提案者： RI 理事会 (抜粋)

RI 定款

第 2 条 名称および性格

本組織体の名称は国際ロータリーとする。RI は全世界のロータリークラブおよびローターアクトクラブの連合体である。

第 8 条 管理

第 3 節 ローターアクトクラブの管理は、理事会による一般的監督の下、もしくは理事会が定めるその他の監督の下で行われるものとする。

第 11 条 会費

各クラブおよびローターアクトクラブは半年ごと、あるいは理事会により定められたほかの期日に、RI 人頭分担金を納付するものとする。

RI 細則

2.040. ローターアクトクラブによる標準定款の採用

標準ローターアクトクラブ定款は、理事会が作成するものとし、理事会が改正することができる。すべての加盟ローターアクトクラブは、標準ローターアクトクラブ定款を採用する

ものとする。

18.030.2. ローターアクトクラブの人頭分担金

各ローターアクトクラブは、その会員のおのおのにつき、理事会により定められた通りに人頭分担金を支払うものとする。

趣旨および効果（全文）

本制定案の目的は、ローターアクトクラブの RI 加盟を規定し、ロータリーファミリーに迎え入れようとするものである。RI 加盟により、ローターアクトクラブの RI との所属関係がより高い位置づけとなる。ロータアクターは引き続きロータリアンと明確に異なる権利、特権、代表を維持することになるため、多くのロータアクターにとって、本制定案により個人個人の経験が必ずしも変わることはない。より重要なことは、ローターアクトクラブとロータアクターを、プログラム参加者または潜在的会員のグループとしてではなく、RI 加盟クラブとして受け入れることである。

ラシーン会長による動議説明

人頭分担金を支払うことになると思うが、修正案では理事会が決定をすることになる。2重会員もこれからも求められる。ロータリーにとってロータリーファミリーが必要であることを明確にすることが出来る。リーダーとして役割をしてもらうためにも必要。763のクラブが最近設立されている。ロータアクターが25万人の会員を擁し、ロータリーの価値観を共有し、多くの奉仕活動を実施している。彼らをロータリーのユニークな存在として認識していただくことも我々の狙いである。

ロータアクターがロータリー活動に参加し、ロータリーとの距離を縮める事と、彼らの求める価値を提供することも我々の責務であろう。

（質疑に入る）

（反対）地区の賦課金をアクターが払うことは困難であり、メリットはなく義務だけが増えることになる。

（賛成）理事会メンバーより賛成意見がなされた。女性会員入会と同じインパクトのある制定案であるので理解いただきたい。

（反対）2580地区、水野代表議員、ロータアクターは30歳までであり、成長すべき人たちをロータリアンとして認めることは次期が来ていない。

（質問）5520地区、採択された場合地区ガバナーの責務はどうなるのか

財団管理委員からのコメント➡補助金、奨学金はロータアクターが含まれているので慎重な対応をしたいと思っている。

（賛成）5495地区、地区内でも重要な存在である。彼らのクラブをサポートしながら追加的な認証を与え、その重要性を喚起することで若いロータリアンが入会することになるろう。

（反対）3131地区、複雑な案件であり修正案は原案より大幅に複雑になっている。時間をかけて審議しなければならない。彼らは我々の一部になりたいと熱望しているのだろうか？

(質問) RI はインパクトを考えているのだろうか？分担金を支払うことによって会員減少があるのではないか？

(質問) RAC は任意に国際ロータリーに入会できるのか？

(質問) 提唱ロータリーと RAC の関係は？

(賛成) 原案よりはるかに我々の要望に沿っているので賛成である。

(反対) 3560 地区、ローターアクト加盟に反対である。会員増強のための理由では弱い。現状「誇り」が失われているという事は「ロータリーの根幹を揺るがす」事である。これでは会員は増加しない。

(質問) 会員の種類を新設するのか？

→RI のメンバーであるので会員の種類には入らない。

RI 理事からの質問への回答

※ローターアクトのクラブがメンバーであり、投票権はない。

※提唱クラブとの関係に全く変化はない。

※アクトクラブは RI 加盟をしなくても現状を維持できる。

※人頭分担金は決定していないので回答できない

(反対) 台湾、ガバナーの時に 10 のローターアクトクラブを新設しているが提唱クラブが資金面でサポートしている。アクターからロータリアンになったのは 10%である。それよりも E クラブで彼らを吸収している。

(質問) ローターアクトは本当に加盟したいのだろうか？

討議終了の動議に対する投票→359 対 128 で討議は終了した。

ラシーン会長

ローターアクトは本当に入会したいと考えている。ロータリーの一部として活動したいとの要望がある。

二級市民から一級市民になりたのである。様々な国を訪問して中で彼らには受け入れる準備がなされている。全員に支持をいただきたい。

(投票結果) 327 対 186 で否決された

審議会翌日開会最初の再審議動議

※19-72 ローターアクトクラブに RI 加盟を認める件

4月18日 本会議開始直後に再審議の動議があった。

カード方式で再審議が採択された。

ラシーン会長

国際ロータリーのパートナーとして認証する事を再審議していただきたい。

我々はアクトメンバーに国際ロータリーのパートナーにアクトがなるというメッセージを伝える事が狙いなのである。ローターアクトが重要なポイントはロータリーにとって彼らのパワーと情熱が必要なことから。

また、ローターアクトクラブの運営の革新のために、トーストマスターズインターナシヨナ

ルと提携をすることも決定している。

(注記) 既にハンブルグ国際大会でトーストマスターズインターナショナルの会長が講演することがアナウンスされている。

昨日、アクターから何とか通過して欲しいと訴えてられている。

人頭分担金は理事会が決定するが、徴収するかしないかについてアンケートを確認しているがアクターの願いを実現したいと考えている。

将来的に何等かの人頭分担金を徴収するかもしれない。もう一度、ローターアクトクラブの願いを叶えていただきたい。

(審議に入る)

(反対) 2580 地区水野、日本のローターアクトクラブメンバーとこの制定案に関して一切話し合っていない。単に会員数を増加することと人頭分担金にも問題がある。「機が熟していない」と考える。

(賛成) ローターアクトクラブを定款に加え、従来プログラムだけの存在からこの筈によって充実した活動を支援できる体制がより強くなると信じる。

(反対) 制定案に反対しているわけではない。不明確な部分が多すぎる。提唱ロータリークラブとの関係や、会計処理等の明確にしなければならない。

(質問) RAC は地区補助金、GG は受けるのか

→TRF 管理委委員からの回答は今のところなにも変わらない

(質問) ローターアクトは自動的に加盟するのか？

事務総長→自動的に国際ロータリーに入会する。

(質問) 大学の RAC はどうなるのか？

まだ、検討していない。

(投票結果) 381 対 134 で採択された。

制定案 19-73 試験的プロジェクトに関する規定を削除する件

提案者： 釧路ロータリークラブ (日本、第 2500 地区)

第 5 条 会員

第 4 節 一 例外

本定款もしくは RI 細則の諸規定または標準クラブ定款にかかわらず、理事会は、試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定が RI 定款または細則に合致しないクラブの加盟を承認し、または再編成を許可することができる。この種のクラブは、1,000 クラブまでとする。このような試験的プロジェクトの実施期間は、6 年を上限とする。このような試験的プロジェクトが完了した後、RI に加盟または再編成の許可を得たすべてのクラブの定款は、その時点で有効な標準クラブ定款としなければならない。

趣旨および効果

2016年 COLにて標準ロータリークラブ定款に「例会と出席」並びに「会員身分に関する」例外が認められた結果、既存の試験的プロジェクトは自動的にクラブの選択に任せられることになった。従って、我々は「試験的プロジェクト」は2016年 COLでの柔軟性の導入によって「歴史的使命が終了」したことを認識しなければならない。

(審議に入る)

(反対) RI 理事会、今後のパイロットプロジェクトを阻害する制定案である。様々な取り組みをするべきである。

(投票結果) 96 対 412 で否決された。

制定案 19-74 国際大会委員会委員の任期を改正する件

提案者： RI 理事会

第 17 条 委員会

17.050. 任期 (追加部分のみ表記)

国際大会委員会の委員長のほかに、以前の国際大会委員会で委員を務めた人をもう一人、国際大会委員会委員とすることができる。

趣旨および効果

委員長のほかにもう一人、前回の国際大会委員会の委員を務めた者を追加できるようにすることで、委員会が円滑に機能するための経験者が増えることとなる。

(審議に入る)

(投票結果) 451 対 56 にて採択された。

午後の審議から修正案は受け付けない事が承認された。

制定案 19-75 ローターアクト・インターアクト委員会委員の任期を改正する件

提案者： RI 理事会

第 17 条 委員会

17.010. 定数と任期 (修正追加部分のみ表記)

最低 3 名のローターアクト会員が含まれるさらに、6 名のローターアクト会員が毎年任命され、2 名までのローターアクト会員が毎年再任される資格を有する。委員 1 名とローターアクト会員 1 名が、この委員会の共同委員長となる。

趣旨および効果

ロータリアンとローターアクトが委員会の共同委員長を務めることを規定するものである。

(審議に入る)

(投票結果) 452 対 40 にて採択された。

制定案 19-76 監査委員会委員の任期を改正する件

提案者： RI 理事会

趣旨および効果

本制定案は、監査委員会における財団管理委員の人数を増やすため、RI 細則を改正する。統括管理の責任を負う者(RI 理事および財団管理委員)に課される責務と説明責任を鑑み、理事会は、委員会の委員の過半数を RI 理事および財団管理委員によって構成することがより適正であると考え。 (一人追加)

(審議に入る)

(賛成) TRF 管理委員より賛成意見があった。

(反対) 9685 地区、キツネに鶏小屋を管理するような制定案である。

(投票結果) 240 対 266 で否決された。

制定案 19-77 情報技術委員会について規定する件

提案者： Potomac-Bethesda ロータリークラブ (米国、第 7620 地区)

趣旨および効果

現在、細則はコミュニケーション、定款細則、国際大会、地区編成、選挙審査、財務、ローターアクト・インターアクトに関する 7 つの常任委員会を規定している。本制定案は、常任委員会を拡張して、非常に必要とされている情報技術に関する部門を含むようにするものである。(電子式による会合でコストは少ない)

(審議に入る)

(反対) RI 副会長から反対があった。7 つの常任委員会がある中で情報委員会が追加される提案であるが、責務内容が明確でないので適格とは言えない。

(投票結果) 157 対 335 で否決された。

制定案 19-78 ロータリー代表ネットワークを規定する件

提案者： Mid-Bergen County ロータリークラブ (米国、第 7490 地区)

第 17 条 委員会

17.140. ロータリー代表ネットワーク

17.040.1 代表ネットワークの目的

代表ネットワークは RI と主要な政府間組織の関係を築くことを目的として存在する。

17.040.2 代表の選出 30 名の代表を置き、各代表は就任の前年に会長エレクトが指名し、理事会が選挙するものとする。(以下略)

趣旨および効果

本制定案はロータリー代表ネットワークへの任命方法の変更という効果をもたらす。

(審議に入る)

(反対) 9620 地区以外でもロータリー代表ネットワークの議長である。28 年間適切に機能してきたので変更する必要はない。

(賛成) 目的・効果をこの制定案は明確に規定している。

(投票結果) 200 対 304 で否決された。

制定案 19-79 国際大会の手続を更新して近代化する件

提案者： RI 理事会

趣旨および効果

現行の RI 細則第 10 条「国際大会」の大部分は RI 定款第 9 条と同じ概念を繰り返している。第 10 条の一部の詳細(「特別協議会」、信任状委員会、投票委員会、「公式招待状」)は時代遅れになっている。本制定案は RI 細則を改正して、現代の国際大会の実情に一致させる。

(審議に入る)

(投票結果) 485 対 23 で採択された。

制定案 19-80 役員選挙手続を改正する件

提案者： 第 6040 地区 (米国) 第 6080 地区 (米国)

趣旨および効果

本制定案は、各大会で特定の役員を選出する、時間のかかる手続を廃止しようとするものである。このような役員を選出は、既に RI 細則において最終決定であると宣言されている。よって、大会で役員選挙を行う形式的手続は不要であり、年次大会の時間と経費を節約するためにも廃止すべきである。形式的な選挙の廃止は大会の時間の節約につながる。

(審議に入る)

(反対) 先ほどの制定案を採択している。万一の場合は意味がないと思われるので反対である。

(投票結果) 414 対 98 で採択された。

制定案 19-81 国際大会の特別協議会に関する規定を削除する件

提案者： 第 6040 地区 (米国) 第 6080 地区 (米国)

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則のうち使用されず必要とされない規定を削除する、いわゆるハウスキーパー (維持管理) の案件であり、ロータリー国際大会において世界の地理的地域のための特別協議会を承認する規定を削除するものである。この規定は (かつて使用されたことがあるとしても) 長年使用されていないだけでなく、国際大会の国際性の精神とも相反するものである。

撤回された。

制定案 19-82 人頭分担金を増額する件

提案者： RI 理事会

18.030.1. 人頭分担金。 7

各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のように RI に人頭分担金を支払うものとする。2016-17 年度には半年ごとに米貨 28 ドル、2017-18 年度には半年ごとに米貨 30 ドル、2018-19 年度には半年ごとに米貨 32 ドル、2019-20 年度以降には半年ごとに米貨 34 ドル、2020-21 年度には半年ごとに米貨 34 ドル 50 セント、2021-22 年度には半年ごとに米貨 35 ドル、2022-23 年度以降には半年ごとに米貨 35 ドル 50 セント。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

趣旨および効果 (略)

(反対) 無責任ではないかと思う。しっかりとした資産構築しないで増額するのには反対。

(賛成) 元財務長ミカエル、インフレ、会員へのサービスの低減をしないための資金であり、前回の値上げで様々な施設や投資をしている。

(修正動議) 2840 地区

制定案 19-82 「人頭分担金を増額する件」への修正案

修正案提案者: 2840 地区代表議員 曾我 隆一

2020-21 年度は半年ごとに米貨 34 ドル、2021-22 年度には半年ごとに米貨 34 ドル 75 セント、2022-23 年度には半年ごとに米貨 35 ドル 50 セント。

人頭分担金は、規定審議会によって改正される迄変更されないものとする。

(本文終わり)

修正理由

2016COL 制定案 16-99 の審議経緯を見ると、原案の年 1 ドルについて審議会前日、理事会より修正案が提出され審議の結果、4 ドルが修正採択されたが、修正案提出者(当時の副会長)による説明に依ると、4 ドルの増額により 2010 年度までは、財政の健全性は確保される、と明言された。

従って、2019COL の原案の年間 1 ドル増額実施年度を 1 ヶ年後送りにして(2020-21 年は前年度の半年 34 ドルを据え置く)、残り 2 年間で予定額の合計 3 ドルの増額をするものである。

この措置によって、RI 執行部の信頼性が維持されるものとする。

(修正動議の審議)

(反対) RI 理事会財務委員会→毎年 1 ドル毎にスムーズな財務運営をすることでの予算執行を前提にしているので反対する。

(修正案の投票) 反対多数の為否決。

当初案 19-82 に戻る

(反対) RI のリザーブは 1700 万ドルになって 400 万ドル増加している。2016 年の 4 ドルの値上げは多額すぎたので、3 年間値上げするべきではない。

(賛成) RI 理事 (韓国) 時代についていくために必要なのである。他にコスト削減の方策をとっていることも認識いただきたい。20 年間 120 万人で推移しているからこそ毎年の値上げになるのである。値上げしたくなければ会員増強をしなければならないことを知っているいただきたい。

(投票結果) 333 対 174 で採択された。

制提案 19-83 人頭分担金を増額する件

提案者： 第 3261 地区 (インド)

毎年 2 ドルの値上げ案 (以下略)

撤回された。

制提案 19-84 人頭分担金を増額する件

提案者： 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)

2019-20 年度以降は半年ごとに米貨 40 ドルとする。RI 人頭分担金の額は、2030 年までは改定しないものとする。

趣旨および効果

2020 年以降 10 年間は、半期 40 ドルに固定することを規定するものである。また、併せて、人頭分担金とは別に、理事会決定される追加会費を廃止するものである。今後、RI 本部の IT 化をさらに進め、経費を削減することで、人頭分担金の 10 年間凍結は実現可能であると思われる。

(質疑に入る)

(投票結果) 53 対 451 で否決された。

制提案 19-85 人頭分担金の増額に関する規定を改正する件

提案者： 第 2580 地区 (日本)

2020-21 年度以降少なくとも 3 年間は人頭分担金の値上げを行わないこととする。

趣旨および効果

これまで以上の世情の悪化は見込まれず、また、これ以上の人頭分担金の値上げは、各クラブ並びに会員に対し、過度の財政負担となると考えられ、値上げに歯止めをかける提案をするものである。

撤回

制提案 19-86 現在の人頭分担金の金額を維持する件

提案者： Indore Galaxy ロータリークラブ (インド、第 3040 地区)

趣旨および効果

RI は会員増加を必要としており、すべての非営利団体の存続は会員数の増加にかかってい

ると言ってよい。

撤回された

制定案 19-87 夫婦が同じクラブの会員である場合に人頭分担金を減額（半額）する件

提案者： Golden Kadayanallur ロータリークラブ（インド、第 3212 地区）

趣旨および効果

婚姻関係にある 2 名が同じクラブに所属する場合に、人頭分担金の支払いによる費用を減らすことである。その即時的効果として、配偶者のクラブ入会が促進され、ロータリー会員数が大幅に増加する可能性がある。

撤回された。

制定案 19-88 30 歳以下の会員は人頭分担金を軽減し、ロータリー機関雑誌のデジタル版購読料を無料とする件

提案者： 第 6690 地区（米国）

金額は、30 歳以下の会員については 75 パーセント減額するものとする。

趣旨および効果

本制定案は、若い世代の職業人がロータリアンとしてのあらゆる利点と特典を安価な費用で享受できるようにするものである。本制定案は RI 会費をその年齢層の会員が支払いやすい金額に設定する。

撤回された。

制定案 19-89 高齢の会員の人頭分担金を減額する件

提案者： 第 3640 地区（韓国）

18.030.2. 高齢会員の人頭分担金の 50%減額

会員の年齢、および一つまたは複数のクラブにおける会員在籍年数の合計が 85 年以上である場合、その会員の人頭分担金は 50%減額するものとする。

趣旨および効果

長年在籍している会員がロータリーにおいて現役で活躍し続けることを奨励し、ロータリーの会員維持に貢献することにもなると思われる。

撤回された。

制定案 19-90 高齢の会員の人頭分担金を減額する件

提案者： 第 3261 地区（インド）

75 歳以上で、一つまたは複数のロータリークラブで通算 25 年以上正会員であるロータリアンは、人頭分担金のお支払いを 50%免除されるものとする。

（反対）国際ロータリーは年齢を掌握していない。

(修正動議) 政治的な理由で 25 年から 15 に
(反対) 全員に対してフェアにするべきである。
(修正案の投票) 242 対 252 で修正案は否決された。
(理事会付託の動議) RB 223 対 285 で付託案件は否決された
(本動議の投票結果) 151 対 356 で否決された。

制定案 19-91 高齢の会員の人頭分担金を免除する件

提案者： Berhampur Central ロータリークラブ (インド、第 3262 地区)

65 歳以上で、一つまたは複数のクラブで少なくとも 30 年間会員であるロータリアンは、人頭分担金の支払を免除されることを選択することができる。

(審議に入る)

(賛成) 39 年で 80 歳である。そのような中でこの制定案が必要なメンバーを救済することが出来る。

(投票結果) 108 対 399 で否決された。

制定案 19-92 人頭分担金への変更の有効性および影響をクラブに開示する件

提案者： 東京八王子ロータリークラブ (日本、第 2750 地区)

18.060.1.5 カ年財務見通しを毎年見直す毎年、理事会は、5 カ年財務見通しを審議するものとする。その見通しには、RI の総収入 (別個の注釈として、RI 人頭分担金への変更の有効性および影響を含む) と総支出の予測を記載するものとする。

趣旨および効果

クラブにおいて RI の説明責任を求める声が大きいの。そこで RI は、人頭分担金の増額に理解を得るための会計情報の開示に取り組むべきである。各クラブの理解が進めば、今後さらに人頭分担金の増額が必要になった場合にも円滑に対応することができる。

(審議に入る)

(投票結果) 234 対 272 で否決された。

制定案 19-93 一般剰余資金の名称を RI 準備金に変更する件

提案者： RI 理事会

趣旨および効果

「準備金」という用語のほうがより一般的に使用されており、今後の予期されるニーズと予期できないニーズを満たす上で十分なキャッシュフローを確保するため予算計上された、組織のニーズを上回る金額の資金を指す。

(投票結果) 502 対 14 は採択された

制定案 19-94 一般剰余金の設定手順を改正する件

提案者： 第 5190 地区（米国）

趣旨および効果

本制定案は RI の準備金の固定した計算方法を RI 細則から削除しようとするものである。

（投票結果） 434 対 68 で採択された

制定案 19-95 新たな目標を定め、一般剰余金を定義する件

提案者： RI 理事会

RI 理事会は以下のように提案する。

適切な準備金のレベルとは、ビジネスリスクの評価に基づき、年間運営費の 65 パーセントである一般剰余金の定義を RI 細則に含める。

2017 年 6 月 30 日現在の一般剰余金は 1 億 700 万米ドルと報告され、目標は 7300 万米ドルであった。特定の目的に指定された資金、運営費の現金、会社間取引残高を差し引いた場合、2017 年 6 月 30 日現在の一般剰余金の残高は 6800 万米ドル、改定後目標額は 5500 万米ドルとなる。

撤回された

修正の動議 RI 理事会

制定案 19-95 新たな目標を定め、一般剰余金を定義する件

提案者： RI 理事会

18.050.6. 収入見積額を超える支出：一般剰余金（抜粋）

一般剰余資金がその 8555 パーセントレベルの 100 パーセントより減少してはならない。

一般剰余金は、RI の現金と投資から、制限通貨で保有されている資金、細則または理事会により特定の目的に限定されている資金、および RI の日常業務に必要な資金を除いたものであると定義されるものとする。

趣旨および効果

RI 理事会は以下のように提案する。

適切な準備金のレベルとは、ビジネスリスクの評価に基づき、年間運営費の 55 パーセントである

一般剰余金の定義を RI 細則に含める

撤回された

制定案 19-96 RI 理事会が決議審議会に緊急制定案を提案することを認める件

提案者： RI 理事会

8.050. 決議審議会で審議される制定案

決議審議会は、規定審議会の特別会合として、理事会が緊急性があると判断し、正規の手続で提出した制定案を審議してこれに対する決定を行うものとする。

趣旨および効果

緊急の、正規の手続で提案された制定案を決議審議会に提示する方法を理事会に与えることである。こうした制定案も決議審議会において代表議員により審議され、決定が行われるが、本案はより緊急性のある項目をより時宜を得た方法で検討できるようにするものである。

(審議に入る)

(賛成) 緊急性を必要されるものに限られる。

(質問) オンラインでディベートができるのか？

(反対) 初めての参加、地区に選ばれた意味で誇りを持っている。この制定案をディベート出来ない欠陥を持っているので反対。

(投票結果) 325 対 182 にて採択された。

制定案 19-97 規定審議会の臨時会合を合理化して近代化する件

提案者： RI 理事会

趣旨および効果

RI 定款では早くから規定審議会の臨時会合が許可されている。今まで開催されたことはないが、万が一必要となった場合に組織規定文書がその障壁となるべきではない。

(審議に入る)

(投票結果) 434 対 77 で採択された。

制定案 19-98 規定審議会を 8 月、9 月、10 月のいずれかの月に開き、立法案提出の締切日を変更する件

提案者： 第 2680 地区 (日本兵庫)

第 10 条 規定審議会

第 2 節 一 時期および場所。規定審議会は 3 年に 1 度、4 月、5 月、6 月のいずれかの月、できれば 4 月 8 月、9 月、10 月のいずれかの月、できれば 10 月に招集されるものとする。

趣旨および効果

規定審議会による改定は極めて重要であり、改定が翌年度の 7 月 1 日から有効であるためには、会長エレクト研修セミナーならびに地区研修・協議会において十分に告知され、ロータリークラブにおいて年度内に規定審議会に基づいた定款、細則の改正が必要となる。

(審議に入る)

(反対) 7580 地区、財務的な影響が深刻になると考える。

(投票結果) 92 対 420 で否決された。

制定案 19-99 制定案提出期限を改正する件

提案者： Ringwood ロータリークラブ (英国およびチャンネル諸島、第 1110 地区) Kew Gardens ロータリークラブ (英国、第 1145 地区)

7.035. 制定案と見解表明案の締切日 制定案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の 12 月 31 日 3 月 31 日までに、RI 事務総長に提出されなければならない。

趣旨および効果

本制定案の目的は、クラブが制定案を提案し、関連する地区で十分に議論して承認できるように、その期間を 3 カ月延長することにある。

(審議に入る)

(反対) クレギンスミス、3 か月遅らせることで代表議員の読み込みの時間が少なくなる。

(賛成) 決議案が分離され、6 月末締め切りで同年 10 月に審議される意味では、3 月で全く問題はないと考える。

(賛成) プロセスをスムーズに出来る。3 月末までのペッツで制定案を可決できるようになる 55。

特別議員⇒もし可決されるのなら、ロータリー研究会で翻訳が間に合わなくなる懸念がある。また、決議審議会のスケジュールに影響を与える懸念もある。

(投票結果) 255 対 256 で否決された。

再審議 (最終日の最後に動議された)

制定案 19-99 制定案提出期限を改正する件

(反対) 事務総長から反対意見があった。理由は事務運営が困難になる

(採択結果) 217 対 272 で否決された

制定案 19-100 決議案の承認に関する規定を改正する件

提案者： 木更津東ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)

8.040. クラブ提出の決議案を地区で承認

クラブの決議案は必ず地区大会、地区立法案検討会において、または、第 14.040.節の手続にできるだけ沿った形でガバナーの実施する郵便投票を通じて、地区内のクラブの承認を受けなければならない。

趣旨および効果

第 8.040.節の

13 規定では、郵便投票を通じて地区内クラブの票決が規定されていないのに、同節後段の規定では、事務総長に送達される決議案には郵便投票の評決により承認されたことを明記したガバナーの証明書の添付を認めている。こうした規定の不備を改正する。

(審議に入る)

(投票結果) 341 対 137 で採択された。

制定案 19-101 欠陥のある決議案の定義を改正する件

提案者： RI 理事会

8.060.2. 欠陥のある決議案

(b) 理事会または管理委員会の裁量の範囲内にある RI またはロータリー財団のプログラム、方針、または業務の運営、管理、または実施に関わる行為を要請する場合。

(c) 理事会または管理委員会によって既に実施されている行為を要請する場合。

趣旨および効果

理事会または管理委員会によって既に実施されている行為を要請する立法案は欠陥のあるものとみなされ、決議審議会に提案できないと規定するために RI 細則を改正するものである。その代わりに、これらの議案は請願書によって理事会に直接提出することができる。

RI 理事会から修正案（塗りつぶした部分を追加）

次の場合、決議案は欠陥があると見なされる。

(a) 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする要請する場合。

(b) 理事会または管理委員会の裁量の範囲内にある運営または管理に関わる行為を要請する場合。

(c) 理事会または管理委員会によって既に実施されている行為を要請する場合。

修正案の審議

（審議に入る）

（採択結果）451 対 55 で採択された。

制定案 19-102 審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件

提案者： RI 理事会

7.050.5. 審議会における立法案の審議

規定審議会の直接会合の前に、代表議員は、正規の手続で提案され、審議のため審議会運営委員会によって提示された立法案について、通知を受け、意見を述べ、意見を述べた後で、電子投票をすることができる。この投票は決議審議会の一部とすることができる。制定案に賛成したのが投票権を有する代表議員の 20 パーセント未満である場合、規定審議会の次回
の直接会合で審議されないものとする。規定審議会は、正規の手続で提案されたその他すべての立法案ならびにそれらに対する修正案を審議してこれに対する決定を行わなければならない。

趣旨および効果

2013 年審議会の採決において、21 件の制定案は賛成票が全投票数の 20 パーセント未満であった。2016 年審議会の採決において、27 件の制定案は賛成票が全投票数の 20 パーセント未満であった。

（審議に入る）

（賛成）ジョンジャーム元会長、COL の議長を経験しているが、事前の投票は極めて有効である。

（質問）オンラインのチャットの準備をするのか？

⇒オンラインでのディベートをするスキーム導入を検討している。

(投票結果) 450 対 65 で採択された。

制定案 19-103 審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件

提案者： RI 理事会

7.050.5. 審議会における立法案の審議

規定審議会の直接会合の前に、代表議員は、正規の手続で提案され、審議のため審議会運営委員会によって提示された立法案について、通知を受け、意見を述べ、意見を述べた後で、電子投票をすることができる。この投票は決議審議会の一部とすることができる。制定案に賛成したのが投票権を有する代表議員の 80 パーセントを超える場合、その制定案は次回の直接会合の同意議題において検討されるものとする。

趣旨および効果

本制定案は、制定案が規定審議会の直接会合の同意議題に含まれる権利を得る基準として 80 パーセントの賛成を設定する。2016 年審議会の採決において、24 件の制定案は全投票数の 80 パーセントを超える賛成を集めた。

(審議に入る) ロンジャーム元会長から賛成意見があった。

(投票結果) 439 対 69 で採択された。

折衷案

19-104、19-105 を同時審議される

制定案 19-104 規定審議会に出席する代表議員の選出過程を改正する件

提案者： RI 理事会 第 6040 地区 (米国) 第 6080 地区 (米国)

9.010.1. 代表議員 第 9.040 節、

規定審議会の会合での出席を決定するため、各地区は理事会が決定する方法によって別の地区と組み合わせられるものとする。組み合わせられた地区の 2 名の代表議員のうち、1 名のみが規定審議会の会合に出席するものとする。

趣旨および効果

各代表議員の任期は現行の 3 年ではなく 6 年とし、二つ 1 組となった地区が交代で代表議員を規定審議会に送ることとなる (つまりそれぞれの代表議員は 1 回ずつ審議会に出席する)。決議審議会には引き続き代表議員全員が参加する。

マローニー会長エレクトから動議がなされた。

(審議に入る)

(反対) もし採択されるのなら、ロータリー世界の半分が意見を出すことができなくなる。地区を 2 つのペアにして半分になることは出席しない地区の会員の意見は反映されない。地区の代表者が出席すべき。

(賛成) クリギンスミス元会長、自分の利益からの判断をしてはならない。1989 年の女性会員入会時は 1 時間以上の時間を費やして十分な議論が出来ていたが、今はそうではない。

今は 80%の参加者は「無言」で帰国している。

(反対) 9800 地区、105 を賛成したいと思っている。104 が否決した場合は再審議がないという意味では反対したい。

(賛成) 台湾、経費節減ができる面で是非支持いただきたい。

(質問) オブザーバー出席はどうなるのか？

⇒自費での参加が可能

(質問) ペアは具体的にどうイメージするのか

⇒マローニエレクト、近隣の地区がペアになると想定している。

(反対) 民主的な組織としての規定審議会は重要であり、COL の準備はしっかりと実施されている。4 年に一度の参加では関心が薄れる恐れがある。

(賛成) 理事会もゾーンの半分が選出されている意味では同じであることを認識していただきたい。

現代化・合理化のスタートをする上での「レガシー」をこの COL で作っていただきたい

(質問) 投票権の無い人たちは半分になるのか？

⇒そうではない。

(反対) ロータリーの立法機関であり、民主的な組織を維持することは大事であるので反対である。

(賛成) 現代化・スピードアップを実現する上でこの方法を考えた事を理解いただきたい。

(賛成) 120 万人で 600 人の立法機関は規模として大きいと認識していただきたい。

特別議員からは、代表議員は 2 地区のクラブを支援して立法案の提出と地区大会の手続きに関与することで、2 地区からの声を吸い上げる事が可能になる。

(投票結果) 174 対 334 で否決された。

制定案 19-105 規定審議会を 2 年に一度の開催とする件

提案者： RI 理事会

第 10 条 規定審議会

第 2 節 一 時期および場所。規定審議会は 3 年に 1 度 2 年に 1 度、3 月、4 月、5 月、6 月のいずれかの月、

趣旨および効果

規定審議会を 3 年に一度ではなく 2 年に一度開催することを提案する。その目的は、審議会をより機敏なものとし、ロータリーの変化により迅速に対応できるようにするためである。本項目は、地区を組み合わせる第 19-104 号と一緒に提出されている。

撤回された。

制定案 19-106 年次電子規定審議会を規定する件

提案者： Parys ロータリークラブ (レソト、南アフリカ、第 9370 地区)

趣旨および効果

本制定案の目的は、3年に一度開催される規定審議会の直接会合を廃止することである。その効果は、地区代表議員によりロータリーの変更に対する年次オンライン投票を行うことにある。

利点：変更を実施する機能を迅速化できる。これにより、年次規定審議会の賦課金を廃止することを視野に入れ、コストが大幅に削減される可能性がある。

撤回された。

制定案 19-107 審議会代表議員の選出過程を改正する件

提案者： Central Blue Mountains ロータリークラブ（オーストラリア、第 9685 地区）

9.010.1. 代表議員

9.060.節、第 9.070.節、および第 9.080.節の規定により、地区ごとに 1 名の代表議員が地区内クラブから選挙されるものとする。各無地区クラブは、それぞれ、クラブにとって都合のよい地区を選び、その地区の代表議員に、自クラブを代表させるものとする。代表議員は投票権を有する議員とする。第 9.060.節、第 9.070.節、および第 9.080.節の規定により、ゾーンごとに 6 名の代表議員が選挙されるものとする。代表議員は投票権を有する議員とする。

趣旨および効果

本制定案は、ゾーンレベルで制定案をより徹底的に議論することを奨励し、規定審議会のコストを削減することができる。

（反対）この制定案では 3 人に一人になるので反対。

（投票結果）96 対 409 で否決された。

制定案 19-108 審議会代表議員の資格条件を変更する件

提案者： 第 9125 地区（ナイジェリア）

代表議員は、選挙時において、過去 3 年間に少なくとも 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない。この要件は、過去に代表議員を務めたことのある候補者の場合は免除されるものとする。

趣旨および効果

資格要件には厳格な条件が付されていないため、地区によっては権限を濫用して任務を全うする準備ができていない代表議員を送る場合がある。現在も RI の行事に自己負担で参加している人は、審議会の代表議員という役職を務めることを真摯に受け止める可能性が高いと思われる。

（質疑に入る）

（投票結果）247 対 252 で否決された。

制定案 19-109 審議会代表議員の選出期間を改正する件

提案者： Teresina-Jóquei ロータリークラブ（ブラジル、第 4490 地区）

指名委員会の手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、規定審議会の開かれる 23 年前の年度に実施され、完了するものとする。

趣旨および効果

地区代表議員が規定審議会の 3 年前に選出されるのであれば、任期 1 年目にロータリー研究会の研修を受けた後にクラブ対応を行って規定審議会および決議審議会の目的を説明し、審議会に立法案を提示する重要性と期間についても説明することができると思われる。

（審議に入る）

（投票結果） 228 対 274 で否決された

制定案 19-110 審議会における信任手続きを簡素化する件

提案者： RI 理事会

9.100. 信任状委員会

~~会長は、信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、規定審議会の開かれる前に会合するものとする。この委員会は信任状を審査し、その査証をしなければならない。事務総長は代表議員の信任状の査証をするものとする。委員会信任状に関する事務総長の決定はいかなる場合でも、規定審議会がこれを審査することができる。~~

趣旨および効果

直近の 3 回の規定審議会では、登録手続きによって信任状委員会の必要性が低下した。代表議員を信用証明するために必要な作業を事務総長が実行できるようにする。正式な信任状委員会はもはや不要となる。

（審議に入る）

（投票結果） 403 対 97 で採択された。

制定案 19-111 審議会の投票権規定を改正する件

提案者： Hochschwarzwald ロータリークラブ（ドイツ、第 1930 地区）

9.120. 審議会の定足数

投票権を有する各審議会の議員の 2 分の 1 を定足数とする。投票権を有する各議員は、投票に付せられた各案件につき少なくとも 1 票のみを投じる権利を有する。1,000 人を超えるロータリアンが属する地区を代表する各議員は、地区内のロータリアン 1,000 人ごとに 1 票の割合で投票権を有するものとする。追加票数は、規定審議会開催年度 7 月 1 日現在半期人頭分担金が支払われている地区内ロータリアンの人数によって決定されるものとする。

趣旨および効果

2017年8月7日現在、ロータリアンが2,000人未満の地区は272あるが、2,000から6,000人を超える地区も267ある。地区の規模の差により、小規模地区のクラブ会員と大規模地区のクラブ会員では、1票の差が最大8倍にもなる。

(審議に入る)

(反対) 6690地区、小規模地区の意見が反映しない意味で反対

(賛成) フェアにする意味で賛成。理事会が見直しすることに任せれば良い。電子式投票形式のシステムを替えれば実現可能と思う。

(反対) 民主主義と言っているが、全ロータリアンを代表するのではなく、地区を基準にしているから。

(反対) プランBがあるべき。この制定案が実現するとカード方式が不可能になるから。

(投票結果) 97対417で否決された。

制定案 19-112 審議会議員について改正する件

提案者： Brigg ロータリークラブ (英国、第1040地区)

9.010.4. 会長、会長エレクト、理事、および事務総長

会長、会長エレクト、~~他の理事会のメンバー~~、理事会により選出された理事1名、および事務総長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

9.010.5. 元会長

~~すべての元RI会長は、審議会の投票権を有しない議員とする。~~

趣旨および効果

規則を用いて RI 理事の数を削減することにより、旅費および宿泊費を大幅に削減すべきである。

(審議に入る)

(反対) RI 理事、理事、元会長は非常に有用な情報を持っているシニアリーダーであり、過去の規定審議会での意見を頂戴することで大きな貢献をしていることを理解いただきたい。

(賛成) コスト削減、審議会のスピード化等の効果がある。経費節減の中でなぜ全員が出席するのか？

(反対) RI 理事会全員が規定審議会での責務を背負っている。この制定案では3名しか出席できない事は、大変な負担になることも理解いただきたい。

(投票結果) **258対252で採択された。**

即座に再審議の動議があった。

(投票結果) 199対288で否決

制定案 19-113 ロータリー研究会で審議会の報告を行うことを定める件

提案者： 第2740地区 (日本) 第2840地区 (日本)

20.020. ロータリー研究会

また、招集者は、各規定審議会および決議審議会で審議され、決定された立法案について報告するものとする。

趣旨および効果

決議審議会が毎年オンラインで審議されることが決定された。ロータリーの諸課題と方針についての認識を深め、組織規定改定への意識を喚起させるために、毎年のロータリー研究会での議論や情報提供が有益である。

(審議に入る)

(投票結果) 343 対 153 で採択された。

制定案 19-114 審議会の決定に反対するための手続きを改正する件

提案者： 堺おおいずみロータリークラブ (日本、第 2640 地区)

9.150.3. 審議会の決定に関する反対

事務総長は、規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にし、ロータリーの WEB サイトで公開するものとする。

趣旨および効果

立法案に対する反対表明がどの程度あったかをクラブが知る手段はほとんどなく、一時保留となる制定案の有無をいち早く知ることができない。

(審議に入る)

特別議員 (台湾ジャクソン) 事務総長から投票の総数だけは報告している。

(投票結果) 323 対 180 で採択された。

19-115 国際ロータリー細則を、実質的な変更を加えることなく現代化および合理化する件

19-116 標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を加えることなく現代化および合理化する件

規定審議会は 3 年ごとに開かれ、よって組織規定文書を改定する。それぞれの変更は個別に起草、採択される。このため、年月の経過とともに文章が混乱し、まとまりがなく、繰り返しの多い表現になる場合がある。国際ロータリー細則の全面的見直しを最後に行ったのは 1995 年であり、標準クラブ定款の全面的見直しを最後に行ったのは 2001 年である。以下の両制定案では、セクションが削除された部分にコメントが追加されている。

19-115 の投票結果 494 対 13 で採択された

19-116 の投票結果 502 対 9 で採択された

エグゼクティブ・サマリー (要旨)

19-115 国際ロータリー細則を、実質的な変更を加えることなく現代化および合理化する件

この制定案は、RI 細則に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、数カ月にわたり、特別委員会が各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。その結果、RI 細則は 3 分の 1 ほど短縮され、約 30,000 語から 20,000 語となり、ずっと使いやすくなった。変更の例は以下の通りである。

- ガバナーに関する条項をまとめ、それ自体で新たな条（第 17 条）とし、第 16 条「地区」から切り離す
- RI 理事会によるクラブの懲戒処分、停止、終結に関する第 3.020.節を再編する
- 理事会の任務、理事の資格、理事会会合の手続については第 5 条にまとめる
- 他の RI 役員の任務を第 6.020 節にまとめる
- 審議会に関する第 7、8、9 条を統合し、要件および各グループの役割、任務、資格条件をまとめることで重複を抑える
- ほかの部分と重複する元第 11 条を移動または統合、または第 6 条か新たな第 14 条へと移動する
- 現行の第 12、13、14 条の文言を言い換え、指名と選挙の手続きをより明確にする
- 選挙の実施と審査に関する条項を、新しい第 14 条に統合する
- クラブの投票要件を第 16.050.1.項にまとめ、その他の条項における記述は、すべてこの条項を引照するものに変更する
- 現行の第 17 条「委員会」（RI 委員会）のセクションを再編する
- 現行の第 21.020.2 項および第 21.030.1.項の機関雑誌の購読義務に関する 2 の条項を統合する
- ロータリーのウェブサイトに関する第 22 条は電子時代の初期に追加されたものであるため、これを削除する
- 仲裁および調停に関する第 25 条をより読みやすくする

見解表明案

19-117 RI 理事会に RI の課税上の地位を変更するための適切な措置を講じることを許可する件

提案者： RI 理事会

趣旨と効果

本制定案の目的は、RI 加盟クラブの代表として、RI を米国内国歳入法第 501 条(c)(3)項の免税団体へと変更することを RI 理事会に許可することについて規定審議会の承認を求めることである。

ロータリーの費用削減は以下によってもたらされると思われる。

501(c)(3)団体に対する商品やサービスの供給業者からの価格優遇は推定年間 400,000 ドル

501(c)(3)団体に対するさらに有利な税の優遇措置は推定年間 275,000 ドル

RI およびロータリー財団がいずれも 501(c)(3)団体となる場合、両団体の税要件の対応に関する米国内の事務および税務相談費用の削減

RI 副会長から動議

この動議が採択されると RI フォールディングスと RI の合併が可能になる。これにより経費節減できる。財団と理事会においては第 12 条に基づいて財団管理委員会の承認を得ている。しかし、懸念を持っている財団管理委員がいる。(注:ロンバートン管理委員長)それは財団と国際ロータリーが競合関係に陥る恐れがある懸念である。。その対策の為、タスクフォースを結成し一つの組織として決定する前提で今回の規定審議会で上程した。また、運営上の同意書を得ている。財団の目的と国際ロータリーの責務は違う。国際ロータリーへの寄付者は財団の寄付者と全く違う事を確認し同意書を交わしている。管理委員会もほぼ全員が承認している。ロータリークラブの運営に今回の見解表明案は影響を受けないことも報告する。

(審議に入る)

(反対) 5010 地区、ゾーンリーダーから単に経費節減だけではなく、国際ロータリーが寄付を受けることになるのは、なぜゾーン研究会等で開示しなかったのか?

RI と TRF が将来的に統合することになる懸念もある。

(賛成) TRF 管理委員、支持をする。1 年半に渡って慎重に検討し、合同タスクフォースの合意を得て TRF 会員委員会では 12 対 1 で承認されていることをしっかりと理解いただきたい。一人の管理委員会しか反対していないこともご理解いただきたい。

(反対) ロータリーが節税だけの申請の事例を確認すると承認は困難と感じている。その理由は「開示面」で不十分な場合であり、ロータリーも該当する。

(賛成) マローニエレクト、複雑に見えるかもしれないが、この法律が難しいことも理解している。この案件ではすでに同様の団体でソロプチミストが認可されている。また、財団とクラブに影響を与えないことも理解いただきたい。

(無期限延期動議)

この規定審議会の組織は多くの情報を得ていない。情報は 3 月 4 日に得ているだけで、隠蔽的な方法である。米国以外の代表議員にとっても理解が困難であろう。寄付者の競合についての懸念も十分開示していない。

(無期限延期動議の討議)

(反対) ラビンドラン→この案件は世界に影響を与える、3 年間延期されれば 210 万ドルの節減ができなくなる。

(賛成) 情報を得たのは遅かったことは大きな問題である。理事会、管理委員会が検討してきたと言うが、3 月 4 日まで全く知らされなかった。緊急の制定案を提出できるようになったので、延期するべき。

(反対) マローニー、1 月の管理委員会で承認されてから開示するために遅くなったことも理解願いたい。

(賛成) ロンバートン元会長、40年間ロータリアンである。今までこのような反対意見をしていない。私のクラブは奉仕慈善活動をしない伝統的運営クラブである。そして親睦と例会を通して研鑽する場となっている。

国際ロータリーが寄付を受ける団体になるのなら私のクラブも大きな影響を受ける。慎重な検討をする為にも無期延期に賛成。

(反対) 経費節減をすることに優先するべき。

(賛成) しっかりと調査をする時間がなかったと思う。節約に関しては調査するべき。

(反対) 情報開示後 6 週間の時間は決して短くはない。問題を認識し判断するには十分な時間である。

(無期延期動議の採択) 156 対 340 で否決された。

本動議の審議に戻る

(質問) RI と TRF が同じ慈善団体になった場合は、財団から国際ロータリーの資金関係はどうなるのか？

→管理委員、2つの予算は全く別という意味で資金関係はない。

(質問) 規定審議会は見解表明を採択する権利があるのか？

→有る

(質問) 隠れた意図があったのか？

→誓ってそのようなものはない。

(質問) アメリカの税法が変わった場合はどうなるのか？

→適応するしかない。

(質問) 評決方法は？

→単純多数決である

(質問) 人頭分担金は寄付控除対象になるのか？

→米国では対象となる。

(質問) クラブも同じような寄付団体になる事ができるのか？

→国税庁の見解はまだない。

(質問) 元会長会に付託してはどうか？

→そのような組織はないので RI 理事会に付託する方法がある

(修正動議) RI 理事会付託

(修正動議) 決議審議会で緊急制定案として上程してはどうか？

(反対) アイディアは良いが元会長に委ねるテーマではなく、我々の責任であるので反対

(理事会付託動議の採択) 109 対 363 で却下された。

本動議の審議に戻る

(反対) 私たちが慈善団体に変わることが、親睦、ビジネスのネットワークがどうなるのか不透明である。慈善団体になるとロータリープログラムと同じく、ロータリアン子弟が国際ロータリープログラムに参加できなくなる懸念がある。

(賛成) 経費節減をする上で、最善策と思う。

(反対) 5710 地区、TRF のブランドを棄損する可能性を心配している。クラブには 200 人の会員が在籍しているが、クラブへの影響がないとしているが RI への寄付がなされる確率が高くなると TRF への寄付に影響を与える。

(賛成) サブ一元会長、TRF、RI は協力をしあい、話し合いの結果、ベストの解決策として、今回の見解表明案に至っている。ベネフィットを受けるべきである。

(賛成) 6780 地区、透明性に関しては早い段階に理事会で情報を開示していることを理解いただきたい。クラブが自動的に慈善団体になるのではなく、申請をしなければならない。

(反対) 地区内のロータリアンにどのように説明するか自信がない。

(終了動議) 438 対 58 で終了した。

(投票結果) 374 対 120 で採択された。

資料：4月14日 開会本会議 (2580 地区鈴木オブザーバー作成)

開会式メモ

1. バリー・ラシン会長挨拶

組織を変える手伝いをありがとう。プロジェクトの行動につき、前向きな変更を促し、新しいアイデア、概念を討議する。ローターアクトクラブも取り入れる。前向き、効率的なもの、ロータリーの可能性についての討議で民主主義をみることができる。ここでは、違った信念を持つ人々が討議する。10 年前に変革を取り入れたら良かった。変化に対する勇気を持とう。未来のロータリアンに力を提供する。また、規定審議会はロータリーの今の世界を反映させる。今を維持しながら多様性を持つべき世界の会員をグローバルに導く方法を示す。伝統を超我の奉仕の上に守る。中核的価値観を重視して、変化に向けて取り組んでいきましょう。

代表議員の皆さんは、ゾーン研究会やウエビナーでのトレーニングを受け、最高の状態である。ここでの討議は民主主義であり、ロータリーにとって重要である。また、いろいろな意見があっても、「寛容」はロータリーにとって重要な言葉である。経験が大切で、インスピレーションの機会である。

2. 戦略計画

新しいビジョン、戦略を立てるか、なぜ今変化なのか。世界の向かう方向及び変化に対応できていない。30 年もリーダーになり続けられない。継続性に欠ける場合もある。ポリオがなくなったらロータリーはどうするのか。2017~18 年は、入会者は多かったが、退会者も多かった。大会防止に努めなければならない。世界で 210 人の戦略計画コーディネーターがおり、優先事項の選択とテストを行って、大きなインパクトを与えている。参加者の積極的な行動を促し、適応力を高めていく。今回の規定審議会では、19-072 ではローターアクトの加盟を審議、19-082 では人頭分担金を審議、19-117 では税法上の節約を審議してい

ただく。

3. 財務長の話

5か年の財務見通しを規定審議会用に説明。会費収入79百万ドル+投資収益3百万ドル+その他（ロータリアン紙、国際大会、賃貸収入等）32百万ドル。コストカットには積極的に取り組んでおり、インドなどコストの低いところでの執務にも取り組んでいる。しかし人頭分担金を増額しないと大きな赤字になる。これらを考慮し年間1ドルの人頭分担金の増加が必要。